# 平成30年

## 第4回西原村定例会会議録

平成30年12月 4日

平成30年12月 7日

熊本県阿蘇郡西原村議会

# 平成30年第4回定例会会期日程表

月 日	曜	区分	日程	備考
12月4日	火	本会議	<ul><li>・開会</li><li>・会期の決定</li><li>・諸般の報告</li><li>・村長提案理由説明</li><li>・休会の件について</li><li>・全員協議会</li><li>・常任委員会</li></ul>	
12月5日	水	休会		
12月6日	木	本会議	<ul><li>・一般質問(1名)</li><li>・議案審議 (議案第74号~第85号、 諮問第2号)</li></ul>	
12月7日	金	本会議	<ul> <li>・発議第4号</li> <li>・常任委員の選任</li> <li>・議会運営委員の選任</li> <li>・議長の常任委員辞任</li> <li>・熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員1人の選挙</li> <li>・委員会審査報告</li> <li>・組合議会等報告</li> <li>・委員会の閉会中の継続調査申出について</li> </ul>	

# 提出議案等

## (平成30年12月4日提出)

#### (村長提出議案)

議案第7	4号	嘱託員及び地区連絡員設置条例の一部を改正する条例の制定につい て
議案第7	5号	西原村個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
議案第7	6号	西原村一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の 制定について
議案第7	7号	西原村心身障害児就学指導委員会条例の一部を改正する条例の制定 について
議案第7	8号	西原村村民運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条 例の制定について
議案第7	9号	西原村営単独住宅条例の制定について
議案第8	0号	熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について
議案第8	1号	村道の路線認定について
議案第8	2号	平成30年度西原村一般会計補正予算(第5号)について
議案第8	3号	平成30年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) について
議案第8	4号	平成30年度西原村工業用水道事業会計補正予算(第1号)について
議案第8	5号	西原村と熊本県との間の平成28年熊本地震による災害により特に 必要となった廃棄物の処理に関する事務の委託を廃止することの協 議について
諮問第	2号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

#### (平成30年12月6日提出)

(一般質問)

1番 堀田直孝君

(平成30年12月7日提出)

(議員提出議案)

発議第 4号 西原村議会会議規則第129条に伴う議員派遣について

第1号	(12月	月4日)	
			······································
応招議員	氏名		2
出席議員	氏名		3
事務局職	践員出席	諸者	3
説明のた	とめ出席	常した者の職氏名	$egin{array}{cccccccccccccccccccccccccccccccccccc$
開会・開			5
日程第	1	会議録署名議員	<b>員の指名</b>
日程第	2	会期の決定につ	ついて
日程第	3	諸般の報告 …	5
日程第	4	村長提案理由認	说明(議案第74号~第85号
		諮問第2号)	6
日程第	5	休会の件につい	٠٦9
散 会		•••••	9
第2号	(12月	月6日)	
議事日程	建第2号	<u></u>	······································
応招議員	氏名		
出席議員	氏名		1 4
事務局職	践員出席	常者	1 4
説明のた	め出席	常した者の職氏名	ý1 5
開議	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		
日程第	1	一般質問	
		(堀田直孝)	1 6
		・小学校部活動	かの社会体育移行について
		• 放課後児童優	建全育成事業について
		・熊本・高森総	泉災害復旧工事について
日程第	2	議案第74号	嘱託員及び地区連絡員設置条例の一
			部を改正する条例の制定について28
日程第	3	議案第75号	西原村個人情報保護条例の一部を改
			正する条例の制定について29
日程第	4	議案第76号	西原村一般職の職員の給与に関する
			条例等の一部を改正する条例の制定
			について31
日程第	5	議案第77号	西原村心身障害児就学指導委員会条
			例の一部を改正する条例の制定につ

				いて3	4
日程第	6	議案第7	8号	西原村村民運動場の設置及び管理に	
				関する条例の一部を改正する条例の	
				制定について3	7
日程第	7	議案第7	9号	西原村営単独住宅条例の制定につい	
				τ4	1
日程第	8	議案第8	0 号	熊本県市町村総合事務組合規約の一	
				部変更について4	9
日程第	9	議案第8	1号	村道の路線認定について5	0
日程第1	0	議案第8	2号	平成30年度西原村一般会計補正予	
				算(第5号) について5	2
日程第1	1	議案第8	3号	平成30年度西原村後期高齢者医療	
				特別会計補正予算(第2号)につい	
				τ6	6
日程第1	2	議案第8	4号	平成30年度西原村工業用水道事業	
				会計補正予算(第1号)について6	7
日程第1	3	議案第8	5号	西原村と熊本県との間の平成28年	
				熊本地震による災害により特に必要	
				となった廃棄物の処理に関する事務	
				の委託を廃止することの協議につい	
				τ6	8
日程第1	4	諮問第	2号	人権擁護委員の推薦につき意見を求	
				めることについて7	0
散会				7	
第3号(	(12月	7目)			
議事日程	第3号	<u>.</u>		7	3
応招議員	氏名			7	4
出席議員	氏名			7	5
事務局職	員出席	括		7	5
説明のた	め出席	ました者の!	職氏名	7	6
開議				7	7
日程第	1	発議第	4号	西原村議会会議規則第129条に伴	
				う議員派遣について7	7
日程第	2	常任委員の	の選任	について	7
日程第	3			選任について7	
日程第	4			辞任について7	
日程第	5			者医療広域連合議会議員の選挙につ	

			いて79
日程	農第	6	委員会審査報告について80
日程	農第	7	組合議会等報告について82
			• 阿蘇広域行政事務組合議会
			• 益城、嘉島、西原環境衛生施設組合議会
日程	農第	8	委員会の閉会中の継続調査申出について84
閉	会		8 6
署	名		······8 7

# 第 1 号 (12月 4日)

#### 平成30年第4回西原村議会定例会会議録

平成30年12月4日、平成30年第4回西原村議会定例会が西原村役場に 招集された。

平成30年12月4日(火曜日) 議事日程第1号

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 村長提案理由説明(議案第74号~第85号、諮問第2号)

日程第 5 休会の件について

## 1、応招議員 (10名)

1	番	堀	田	直	孝	君
2	番	村	上	髙	志	君
3	番	坂	本	隆	文	君
4	番	中	西	義	信	君
5	番	西	П	義	充	君
6	番	上	野	正	博	君
7	番	Щ	下	_	義	君
8	番	林	田	直	行	君
9	番	桂		悦	朗	君
1 0	番	宮	田	勝	則	君

## 2、不応招議員 (なし)

#### 3、出席議員 (10名)

1 番 堀田直孝 君 上 髙 志 2 番 村 君 坂 本 隆 3 番 文 君 西 信 君 4 番 中 義 5 番 西 義 充 君 6 番 上 野 正 博 君 番 山 下 一 義 君 7 8 番 林 田 直 行 君 9 番 桂 悦 朗 君 1 0 番 宮 田 勝 則 君

#### 4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長坂 園 まゆみ 君議会事務局書記松 永 誠 司 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村 長 日 置 和 彦 君 副村長 内田安弘君 教育長 竹 下 良 一 君 総務課長 西山春作君 須 藤 博 君 企画商工課長 米 口 三喜男 君 教育課長 会計管理者 中村義光君 税務課長 廣瀬龍一君 南利孝文君 産業課長 建設課長 吉田光範君 髙 本 孝 嗣 君 震災復興推進課長 住民福祉課長 塚 元 利 文 君 保健衛生課長 藤吉昌也君 保育園長 松 永 政 範 君 ○議長(宮田勝則君)おはようございます。

本日は全員出席であります。

第4回の定例会が招集されましたところ、定足数に達しておりますので、 平成30年第4回西原村議会定例会を開会します。

ただいまから本日の会議を開きます。本日の会議は、お手元に配付の議事 日程第1号のとおり行います。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番議員、西口義充君、6番議員、上野正博君を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、11月27日に行われました議会運営委員会で本日4日より7日までの4日間と決定しておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 異議なしと認め、よって会期は、本日4日より7日まで の4日間と決定いたしました。

日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告として、議長から、会議規則第129条ただし書きの規定により、 議員の派遣について報告します。

10月4日に熊本県町村議会議員研修会が嘉島町民会館で開催され、株式会社いろどりの代表取締役社長、横石知二氏による「地方創生とまちづくり」と題して講演が行われました。

また、10月18日には阿蘇市町村議会議員研修会が南小国町のきよらホールで開催され、「アベノミクス、改憲、参院選一3選安倍政権の課題と展望」と題して、泉宏政治ジャーナリストの基調講演が行われました。

11月7日から8日にかけて、阿蘇市町村正副議長研修で福岡市に行き、熊本県福岡事務所より「福岡から見た阿蘇の課題について」ということで説明を受けてきましたが、他の町村に比べ本村のPR不足を痛感したところです。

また、11月13日には、グランメッセ熊本で町村議会広報研修会が開催され、 西原村議会広報紙の「ゆうすい」が入選の表彰を受けております。今後も住 民が読みやすい議会広報紙づくりに努力いただき、特選への入賞を期待して おります。

それから、各常任委員会の研修報告については、「ゆうすい」の111号に 掲載されていますので報告は省略いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4、村長に提案理由の説明を求めます。

(村長 日置和彦君 登壇 説明)

#### **〇村長(日置和彦君)** おはようございます。

平成30年第4回西原村議会定例会の招集をお願いしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともに大変ご多忙の中、全員のご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

光陰矢のごとしと申しますが、1年たつのも早いもので、ことしも残すと ころ今月限りとなりました。平成最後の師走を迎え、議員各位には多方面で 活躍のことと推察いたします。

ことしは暖冬と言われますように、本当に生活しやすい暖かい日が続いております。あの恐怖の熊本地震から2年8カ月になろうとしております。まだまだ復旧・復興も道半ばでありますが、少しずつ住民の方々の生活も先が見えるようになり、心も暖かい冬になればと願っております。

建設型仮設住宅の入居者も11月末現在で56.6%が退去され、残り135世帯、43.4%となっております。一日も早くもとの集落でもとの生活ができるよう、そして今までよりも生活しやすくなった集落を目指し、職員一丸となって取り組んでいるところであります。

それにはまず、宅地耐震化推進事業や小規模住宅地区改良事業等を中心に 事業の発注を進めています。予定としましては、大型事業は今年度で発注を 終え、31年度で完成を目指しております。議員各位には格段のご協力とご指 導をいただけたらと切に願うものであります。宅地の再生なくして住家の再 建はないといつも申しておりますとおり、宅地の再生、集落再生は被災者に 対する公助的役割であり、我々の責務と捉えております。

ことし1年を振り返ってみますと、日本全国、災害の多い1年でありました。大阪北部地震、大型台風21号、24号と、平成30年7月豪雨や9月に発生した北海道胆振東部地震など、日本特有の地形がなす大きな災害が発生しております。災害大国日本とはいえども、災害に見舞われた1年でもありました。熊本地震が置き去りにされないよう、復興に向け予算要求も含め、国への要望活動もしていかねばならないと強く思っているところであります。

そのような中、本村においては国の補正予算で多額の予算措置をしていただき、財政厳しい中、財源を確保したことは、ありがたく感謝するところであります。今後は、その財源を最大限に活用し、復旧・復興の加速化を図り進めてまいります。そして被災者を初め住民の方々の期待に応えられるよう、議会執行部、そして住民の方々と一体となり早期復興を目指してまいります。

議員各位におかれましては、今後ともご協力とご指導を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明を申し上げます。

それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

議案第74号、嘱託員及び地区連絡員設置条例の一部を改正する条例の制定

についてご説明いたします。

河原団地から分離し、新たに自治会として龍神の郷が発足するため、関係 条例の規定を改正する必要がございます。詳細につきましては、総務課長よ りご説明いたします。

議案第75号、西原村個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

本案は、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律及び行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律の改正による、個人情報の定義の明確化及び要配慮個人情報等の定義の新設に伴い、条例との整合性を図る必要があることから所要の改正をするものでございます。詳細につきましては、企画商工課長よりご説明いたします。

議案第76号、西原村一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する 条例の制定についてご説明いたします。

人事院の職員の給与改定に関する勧告に鑑み、職員の給料月額、勤勉手当等の改定を行う必要がございます。詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第77号、西原村心身障害児就学指導委員会条例の一部を改正する条例 の制定についてご説明いたします。

これは、学校教育法施行令の一部改正に伴い、西原村心身障害児就学指導 委員会条例の一部を改正するためのものでございます。詳細につきましては、 教育課長よりご説明いたします。

議案第78号、西原村村民運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正 する条例の制定についてご説明いたします。

これは、西原村村民運動場の復旧完了にあわせ、使用料の料金体系を現在の状況に合わせた形で見直す必要があることから所要の改正をするものでございます。詳細につきましては、教育課長よりご説明いたします。

議案第79号、西原村営単独住宅条例の制定についてご説明いたします。

熊本地震により被災し、住宅の再建が困難な方々のために、木造応急仮設 住宅を改修して本村所有の単独住宅として活用するため条例を制定するもの でございます。詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第80号、熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更についてご説明申 し上げます。

「地方独立行政法人くまもと県北病院機構設立組合」が「くまもと県北病院機構設立組合」へと名称変更したことに伴う組合規約の一部変更でございます。熊本県市町村総合事務組合規約を変更しようとするときは、地方自治

法の規定により議会の議決を経る必要がございます。詳細につきましては、 総務課長よりご説明いたします。

議案第81号、村道の路線認定についてご説明いたします。

今回上程いたしました路線は、主要地方道県道熊本高森線の迂回路として使用しております袴野迂回路の一部でございます。本案はこれを村道として認定するものでございます。詳細につきましては、建設課長よりご説明申し上げます。

議案第82号、平成30年度西原村一般会計補正予算(第5号)についてご説明いたします。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,934万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億1,323万8,000円と定めるものでございます。

また、地方債の補正として、学校教育施設等整備事業債4,150万円を追加 し、公共事業債等を廃止し、公共土木施設災害復旧事業債等の限度額、計 1,420万円を計2,190万円に変更するものでございます。

主な補正予算の内容を申し上げますと、歳入では、冷房設備等対応臨時特例交付金の教育費県補助金2,087万2,000円の増額補正、ふるさと納税災害復興復旧寄附金4,600万円と寄附金4,757万円の増額補正、学校施設冷房設備対応臨時特例交付金事業の教育・福祉施設等整備事業債4,150万円の増額補正、村債3,960万円の増額補正でございます。

歳出におきましては、災害復興基金積立金4,754万1,000円の増額補正、木造応急仮設住宅改修費6,291万4,000円の増額補正、被災者転居費用助成金1,500万円の減額と民生費の震災対策費2,186万2,000円の減額、小学校空調設備設置工事6,555万6,000円、中学校空調設備設置工事4,212万円の増額補正、そして予備費9,954万9,000円の減額補正でございます。詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第83号、平成30年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてご説明いたします。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ103万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,354万4,000円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、歳入につきましては、繰入金103万8,000円の 増額補正でございます。

歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金103万9,000円の増額 補正でございます。詳細につきましては、保健衛生課長よりご説明いたしま す。

議案第84号、平成30年度西原村工業用水道事業会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。

今回の補正予算は、既定の収益的収入支出予算の総額を1,781万9,000円と 定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、収益的支出の営業費用120万円の減額補正、 予備費を同額増額補正しております。詳細につきましては、建設課長よりご 説明いたします。

議案第85号、西原村と熊本県との間の平成28年熊本地震による災害により 特に必要となった廃棄物の処理に関する事務の委託を廃止することの協議に ついてご説明申し上げます。

平成28年7月13日に熊本県に委託した平成28年熊本地震による災害により特に必要となった廃棄物処理に関する事務の委託を平成31年3月31日をもって廃止することとしたので、地方自治法の規定により協議をする必要がございます。詳細につきましては、保健衛生課長よりご説明いたします。

諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてご説明 いたします。

人権擁護委員内田久子氏が、平成31年3月31日をもって任期満了となるため、再度選任したく、人権擁護員法の規定により議会の意見を求めるものでございます。詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

以上、今期定例会に提案いたしました議案12件、諮問1件、合計13件でございます。議員各位におかれましては、慎重審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。大変お世話になります。

○議長(宮田勝則君)以上で、村長の提案理由の説明は終わりました。

日程第5、休会の件についてを議題とします。

お諮りします。明日5日の本議会を休会にしたいと思いますが、ご異議ご ざいませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(宮田勝則君)異議なしと認め、明日5日の本議会を休会とすることに 決定いたしました。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会したいと思いますが、ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)

**〇議長(宮田勝則君)** 異議なしと認め、次の会議は6日午前10時より行います。 本日はこれをもって散会いたします。

午前10時19分 散 会

第 2 号 (12月 6日)

## 平成30年第4回西原村議会定例会会議録

平成30年12月6日、平成30年第4回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

#### 平成30年12月6日(木曜日) 議事日程第2号

日程第	1	一般質問	
日程第	2	議案第74号	嘱託員及び地区連絡員設置条例の一部を改正す る条例の制定について
日程第	3	議案第75号	西原村個人情報保護条例の一部を改正する条例 の制定について
日程第	4	議案第76号	西原村一般職の職員の給与に関する条例等の一 部を改正する条例の制定について
日程第	5	議案第77号	西原村心身障害児就学指導委員会条例の一部を改正する条例の制定について
日程第	6	議案第78号	西原村村民運動場の設置及び管理に関する条例 の一部を改正する条例の制定について
日程第	7	議案第79号	西原村営単独住宅条例の制定について
日程第	8	議案第80号	熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について
日程第	9	議案第81号	村道の路線認定について
日程第1	0	議案第82号	平成30年度西原村一般会計補正予算(第5号)について
日程第1	1	議案第83号	平成30年度西原村後期高齢者医療特別会計補

正予算(第2号)について

- 日程第12 議案第84号 平成30年度西原村工業用水道事業会計補正予 算(第1号)について
- 日程第13 議案第85号 西原村と熊本県との間の平成28年熊本地震に よる災害により特に必要となった廃棄物の処理 に関する事務の委託を廃止することの協議につ いて
- 日程第14 諮問第 2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることに ついて

## 1、応招議員 (10名)

1	番	堀	田	直	孝	君
2	番	村	上	髙	志	君
3	番	坂	本	隆	文	君
4	番	中	西	義	信	君
5	番	西	П	義	充	君
6	番	上	野	正	博	君
7	番	Щ	下	_	義	君
8	番	林	田	直	行	君
9	番	桂		悦	朗	君
1 0	番	宮	田	勝	則	君

## 2、不応招議員 (なし)

#### 3、出席議員 (10名)

1 番 堀田直孝 君 上 髙 志 2 番 村 君 坂 本 隆 3 番 文 君 西 君 4 番 中 義 信 5 番 西 義 充 君 口 6 番 上 野 正 博 君 番 山 下 一 義 君 7 8 番 林 田 直 行 君 9 番 桂 悦 朗 君 1 0 番 宮 田勝 則 君

#### 4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長 坂 園 まゆみ 君 議会事務局書記 松 永 誠 司 君 6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村 長 日置和彦君 副村長 内田安弘君 教育長 竹 下 良 一 君 総務課長 西山春作君 須 藤 博 君 企画商工課長 米 口 三喜男 君 教育課長 会計管理者 中村義光君 税務課長 廣瀨龍一君 南利孝文君 産業課長 建設課長 吉田光範君 髙 本 孝 嗣 君 震災復興推進課長 住民福祉課長 塚 元 利 文 君 保健衛生課長 藤吉昌也君 保育園長 松 永 政 範 君 ○議長(宮田勝則君)おはようございます。

本日は全員出席であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程第2号のとおり行います。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問については、11月27日に行われました議会運営委員会の中で、発言時間はおのおの50分以内と決定しておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしと認め、50分以内と決定いたします。

受領番号1番、1番議員、堀田直孝君。件数3件、発言を許します。

(1番議員 堀田直孝君 登壇 質問)

○1番議員(堀田直孝君) 1番議員、堀田です。本日、ちょっと風邪を引いて おりまして鼻声で非常に聞き取りにくいかとは思いますが、お許しいただき、 質問させていただきます。

本日は、一般質問通告書に従い、3つの質問をさせていただきます。 第1問目、小学校部活動の社会体育移行についてであります。

平成27年3月に、熊本県教育委員会より、これまで本県では、運動部活動が児童のスポーツ活動を担ってきた。しかし少子化に伴うチーム編成の困難、保護者や児童のニーズの多様化、また指導者の不足など、課題が指摘されている。このような課題に対し、児童にとって適切なスポーツ環境を確保するために、小学校の運動部活動を社会体育へ移行するという児童生徒のための運動部活動及びスポーツ活動の基本方針が出されました。

社会体育移行の意義と効果として、社会体育とは、主として地域社会、家庭等で行う体育活動と考えられ、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、各競技団体、野外活動関係団体、スポーツレクリエーション活動関係団体、障害者スポーツ団体等の活動である。中でも総合型地域スポーツクラブは、地域の住民が主体的に運営するスポーツクラブの形態であり、学校体育施設や公共スポーツ施設を拠点としながら、地域の誰もが参加することが可能である。本県では、総合型地域スポーツクラブがほぼ全ての各市町村に設置してあり、小学校の運動部活動の社会体育移行に向けて積極的な活用が期待できると明記してありますが、本村において総合型地域スポーツクラブは設置してあるのか。設置してあれば、積極的な活用が期待できるのか。

また、社会体育移行の進め方として、県と市町村が連携した社会体育移行に向けた取り組みの推進、社会体育移行について本基本方針をもとに、地域の実態に応じた円滑な移行の推進を図る必要がある。そのため、市町村の実

態に応じた取り組み事例等の情報共有や市町村への体制づくりの支援を行い、 県と市町村が連携した取り組みを推進するとあるが、県との連携はどのよう に連携しているか、教育長に質問いたします。

#### 〇議長(宮田勝則君)教育長。

(教育長 竹下良一君 登壇 答弁)

○教育長(竹下良一君)おはようございます。

堀田議員におかれましては、日ごろから青少年の健全育成に関して気にかけていただいておりますことに感謝を申し上げます。

今回の堀田議員のご質問についてお答えいたします。

確認ですが、まず質問の1点目が、本村は総合型スポーツクラブは設置しているかどうか、2点目が、設置した場合、積極的な活用は期待できるか、3点目は、県との連携、指導はいかがなものであったかという3点だと思います。順を追って説明いたします。

1点目、本村は総合型スポーツクラブは設置しているかということでございますが、まず、総合型スポーツクラブの性格について、私の捉えているところでお話ししたいと思います。

総合型スポーツクラブは、まず身近な地域でするということ、それから新しいタイプのスポーツクラブであるということ、それから子どもから高齢者まで多くの世代が一気に集まってできるスポーツであるということ、それからさまざまなスポーツを愛する人々が集うこと、つまり多種目であること、それから初心者からトップレベルの選手までそれぞれの嗜好、レベルに合わせて参加できるという特徴を持っていると考えますし、また調べてもみました。そういったふうに地域住民によって自主的、主体的に運営されるスポーツクラブであると認識しています。

堀田議員がお調べになっているように、実は阿蘇郡内では、本村と南小国町だけがまだできていないようでございます。多くの地域では、ご案内のようにできておりますし、その主体がNPO法人、あるいは村、市が運営しているようでございます。さて、1点目のお答え、本村は設置しているかということですが、本村は設置しておりません。というよりも本村はできておりません。

2点目、できた場合、積極的な活用が期待できるかということでございますが、活動種目が幾つか希望がございましたし、4時半から6時半までの時間帯であるということ、それから自分が通う学校を中心とした場所で行われるということであるならば、大いに期待できると思います。しかし、活動場所まで送迎しなければならない、そういった条件がつけば、これは活用は厳しいかと思われます。

本村の場合には、どうしても最終的にこの社会体育に移行するというとき に何を考えたかと言いますと、ご指摘のその2点でございます。つまり、居 場所を変えずに各学校を中心とした場所でできるもの、子どもの放課後の時間帯にできるもの、そういうことで村内のスポーツクラブ等に打診をしていただきました。その結果、陸上クラブはある程度協力できると、ただほかのクラブは、どうもその参入に関しては厳しいというふうな判断があったというふうに理解しております。

3点目、県からの連携指導はあったのかどうか。

まず、平成29年度末、3月に今、和水町の校長になりました中村賀一指導主事が本村に参りまして、まず説明がございました。その中で、本村に合ったのは総合型スポーツクラブがよいのではないかというお話でございました。次に、今年度の夏、県の体育保健課から、うちの村の進捗状況についてお尋ねがありましたが、そのときには、今、学校単位での活動を考えているというふうな説明をしたところでございます。そのときに、では、ほかの地域ではどうですかというときにお答えいただいたのが、このような比較的小さな村でやる場合には、こういう方法はいかがでしょうかということで、山都町の例をお聞きしました。これは、地域の見守り隊の方が4時半から6時半まで見守りの一環として、時にはゲートボール、時には陸上の基礎的なものをやるというふうなことを実践しているがというお話がございました。それは全てボランティア活動ということでありました。

本村の場合、堀田議員さんから言われました、いわゆる県からの指導内容で特に実態に合ったということと、受益者負担ということですが、実態に合ったという場合には、各学校を単位とした活動が適切ではないかというふうに考えて、現在、その方法について模索しているところでございます。以上です。

- ○議長(宮田勝則君)堀田君、2回目続けてください。
- ○1番議員(堀田直孝君)先般、10月23日に、河原校区活性化対策特別委員会の河原小学校部会の会合を行いました。その会合において、保護者から、社会体育移行に関して協議会の立ち上げ年度はいつなのか、窓口はどうなっているのか、予算はあるのか、推進委員会のメンバーを集めた会議はどれくらいの頻度で行われているのか等の質問があり、後日、教育委員会に電話し、小学校部活の社会体育移行についてどうなっているのかと尋ねたところ、担当者の返事は、非常に残念なことに、PTAに任せております一言でありました。

私は、この小学校部活動が社会体育に移行するということは、長年続いてきた小学校部活動の歴史の転換期として非常に大事なときと思っておりました。PTAに投げやりでいいのか、教育委員会が中心になりサポートをしなければできないのではないのか、その回答に愕然としました。

そこで、再度お尋ねしたいと思いますが、先ほどの協議会の立ち上げは今年度内なのか、窓口はどこになるのか、予算はあるのか、推進委員会のメン

バーを集めた会議はどれくらいの頻度で行われているのか、この4点を事務 上のトップである教育課長にお尋ねしたいと思いますが、議長、よろしいで しょうか。

- ○議長(宮田勝則君)教育課長。
- ○教育課長(米口三喜男君)質問事項ですけれども、会の運営については、今、 検討委員会を進めているところでありますので、次回の会議の中で再度設定 する予定ではあります。よろしいでしょうか。
- ○1番議員(堀田直孝君)4点ありましたが。
- 〇議長(宮田勝則君) サポート体制。
- ○1番議員(堀田直孝君)窓口、予算、推進メンバー。
- ○教育課長(米口三喜男君)サポート体制としては、やはり教育委員会のほうで、次年度、平成31年度においても協議というかサポートしていくというところであります。

それから、予算については、現在、小学校の部活動に関する補助金を出していますので、その分の費用をどうにか補助に持っていけないものかということで現在検討しているところであります。

- 〇議長(宮田勝則君)教育長。
- **〇教育長(竹下良一君)**失礼します。

まず、冒頭ありました、教育委員会にお尋ねしたときにPTAのほうに任せているというふうな表現があったやに聞きました。これは非常に残念な表現であるということで、まず、おわびを申し上げます。

次に、今、課長が言いましたように、窓口は教育委員会と言いましたが、 これは推進する上での窓口は教育委員会でございますが、一応、推進委員会 をつくっておりますので、窓口自体は推進委員会になるかと思います。

3点目、予算面ですが、予算面に関しては、予算がまだおりておりません ので、今、考えているところでよございますでしょうか。 (「はい」の声)

これまで小学校の運動部活動に村から支援をしていただいておりました。 その支援の額以内で、できれば何年間かかけて支援をしていきたいと思っています。と言いますのは、各町村では1年きりでカットしている、あるいは全く出さないというところがございますが、本村では、村長とお話をした結果、何らかの支援が必要であろうということでございますので、今のところそういうふうな方向で考えております。

それから、推進体制ですか、違いますね、もう一回いいですか。

- ○1番議員(堀田直孝君)メンバーを集めた会議は、どのくらいの頻度で行われているのか。
- **○教育長(竹下良一君)** メンバーと、それから推進会議でございますが、推進会議は全部で5回やっております。最終的に前回が11月28日が5回目でございましたが、トータルしてですね。そのときにある程度の方向性を決めまし

た。メンバーは各学校の校長、体育主任、そして村のスポーツ関係者で構成 しています。そして教育委員会ですね。以上でございます。

- ○議長(宮田勝則君) 3回目、続けてください。
- ○1番議員(堀田直孝君)冒頭の基本方針でも、市町村は社会体育移行後も引き続き委員会を設置し、運営し、運動部活動及びスポーツ活動のさまざまな課題について解決し、指導者の資質向上のために研修会及び講習会の継続的な実施を行うとなっております。

今の答弁でありましたが、来年の4月より完全な移行がなされるということで、やはり子どもたちのために万全に4月1日からそういう社会体育が移行できるように、教育委員会、PTAも一生懸命頑張っておりますが、PTAは保護者というところで頑張っております。しかしながら教育委員会は給与という対価をもらっています。ですから、社会体育の向上、これはやるべき仕事ですので、できるだけそのあたりを認識していただいて、保護者のサポートをしていただきたいと思います。以上でございます。

- ○議長(宮田勝則君)ご答弁を求めますか。サポートについての答弁。
- ○1番議員(堀田直孝君)いや、もう求めません、時間がないので。
- 〇議長(宮田勝則君) 暫時休憩します。

(午前10時17分)

(午前10時17分)

- 〇議長(宮田勝則君)休憩前に引き続き会議を再開します。 堀田議員。それでは、項目を2番目に移しますか。
- ○1番議員(堀田直孝君)はい、移ります。
- ○議長(宮田勝則君)お願いいたします。
- ○1番議員(堀田直孝君)続きまして、放課後児童健全育成事業について質問いたします。

学童保育とは、主に共働きの家庭などで、日中保護者が家にいない児童に対して、学童指導員が常駐し、放課後の適正な遊びや生活の場を与えて児童の健全な育成を目的とする保育事業でありますが、本村においては、現在、山西小学校で星の子学童クラブ、風の子学童クラブの2クラブ、河原小学校で河原小学校学童クラブの1クラブで、各クラブの定員45名で運営されていると思います。

先ほどの小学校の部活動が社会体育に移行し、来年4月より実施されることにより、運動が不得意な児童は学童保育に移行するのではないかと思いますが、現在の体制で受け入れは可能なのか、また定員をふやす計画等はあるのかお伺いいたします。

〇議長(宮田勝則君)村長。

(村長 日置和彦君 登壇 答弁)

#### **〇村長(日置和彦君)** お答えをさせていただきます。

放課後児童健全育成事業についてということで、来年から学校部活動が社会体育に移行するに当たりまして、児童も学童クラブに移行すると思われると、定員をふやす考えはあるのかということかと思います。

まず、お答えする前に、明るいニュースがちょっとございましたので、少しだけ申し述べさせていただきます。

本年度のドラフト会議において、本村の学童野球クラブ出身の渡邉陸君がソフトバンクホークスの育成枠で1位指名を受けて入団することとなっております。本村出身で2人目のプロ野球選手が誕生するという明るいニュースが飛び込んでいます。学童野球の子どもたちも夢と希望を持って練習に取り組み、さらに次のプロ野球選手を目指して頑張ってくれたらと願うものでございます。一昨日、その渡邉陸君が役場に挨拶に来られまして、初めてお会いしましたけれども、すばらしい体格で、今後の努力次第では1軍と、レギュラーということも期待するところでもございます。

放課後児童健全育成事業についてお尋ねでありますけれども、社会体育に移行することで、子どもたちが陸君の姿を見て自分たちもできるんではないかと励みになって学童野球クラブに参加する子どもがふえはしないかと、それも期待するところでもございます。

さて、質問の件でありますけれども、先ほど教育長の答弁と若干重複いたしますが、現在、学校部活動は河原小学校でバレーボール、ソフトボール、サッカー、自転車の4つの部活動があり、入れかえながら学校全体で週3日ほど実施をしております。特に河原小学校は自転車部が活躍しておりまして、大会前においては、ほかの部活動は休みということで、自転車部のみが活動しているというふうなこともお聞きをしております。

また、山西小学校では、サッカー、バレーボール、バスケットボール、バドミントン、音楽の5つの部活動を学校全体で週2日ほど行っております。よって、河原小学校では週2日は全校で下校と、部活動が休みのときは定時に下校をするということになっているというふうに思います。また、山西小学校では、週3日は一斉に下校と、部活が休みのときは定時に下校しているのが現状であると伺っております。

来年度の社会体育への移行状況については、議員も言われましたように、 先ほども話がありましたように、河原小学校においては、バレーボール、自 転車、卓球の3つのクラブが計画をされて、山西小学校においては、指導者 がなかなかいないということで、音楽だけの一つのクラブのみが計画をされ ております。

今、議論されている計画では、社会体育に移行すれば、河原小学校においては、現在の部活動と大きな変化はないというふうに思われます。また、山西小学校においては、もともと週2日の部活動であり、部活動が社会体育に

移行したとしても、学童クラブに対する影響はそれほど大きくはないのではないかなというふうに思います。多くの方がそういった学童クラブに来られるということも若干はあるかもしれませんけれども、そう多くはないんじゃなかろうかなというふうに思います。ただ、社会体育の実施するクラブ数がふえれば、またさらに少なくなるんじゃなかろうかなというふうに思います。

現在実施している学童クラブにつきましては、当初、山西地区においては、旧万徳保育園を利用して行っておりましたが、建物の老朽化で安全性などの問題があり、現在の場所に建設し、運営をしております。現在、山西小学校では、364名の児童に対し50名の児童が利用しており、定員45名の2クラス制で運営しております。一方、河原小学校では、児童数68名で、定員45名に対し約25名が河原小学校のミーティングルームを利用しております。

社会体育になっても、若干の増加はあるにしろ、そう多くは増加しないのではないかなというふうに予想をしております。学童クラブの受け入れ人数をふやすために施設支援員をどうするかなどの問題もございます、もしふやした場合は。現在の場所と支援員の状況のままでは、かなりふえれば難しい問題もあり、状況でございます。現在も支援員の募集はやっておりますが、応募がないのが現状でございます。今後も呼びかけを行っていきたいというふうに思っております。また、堀田議員が言われるような適切な運営が独立した施設でという意味をなされるのであれば、違いますか。

- 〇1番議員(堀田直孝君)いや、大丈夫です。
- 〇村長(日置和彦君)それはいいですか。
- ○1番議員(堀田直孝君)はい、よかです。
- **〇村長(日置和彦君)**じゃ、以上でございます。
- 〇議長(宮田勝則君) 暫時休憩します。

(午前10時25分)

(午前10時26分)

○議長(宮田勝則君)休憩前に引き続き会議を再開します。

教育長より、先ほどの村長答弁の補足がありますので、補足をしていただきます。

教育長。

○教育長(竹下良一君)補足をさせていただきます。

村長の答弁の中で、社会体育移行で山西小学校で音楽クラブという表現が ございました。体育ではないんではないかというふうな懸念を抱かれるかと 思いますが、推進委員会の中でも、子どもたちの放課後の時間を確保すると いう方向では、現在ある音楽クラブも考えていくべきではないかということ で、今、候補に入れているというところでご理解いただきたいと思います。 終わります。

- ○議長(宮田勝則君)よございますか。
- 〇1番議員(堀田直孝君)はい。
- ○議長(宮田勝則君) 2回目、続けてください。
- ○1番議員(堀田直孝君) 先ほどの村長の答弁で場所の問題という言葉が出ましたが、本村の学童クラブは、西原村放課後児童健全育成施設の設置及び管理に関する条例及び西原村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例並びに西原村放課後児童健全育成事業実施要項で運用されておりますが、西原村放課後児童健全育成施設の設置及び管理に関する条例には、山西小学校児童クラブのみが明記してあり、河原小学校児童クラブが明記されておりません。

なぜ明記されていないのかというところで考えたところによりますと、河原小学校児童クラブは、小学校体育館のミーティングルームを長年間借りした運営でありました。これが本施設の設置及び管理に関する条例に明記されていないところでもあると思います。さきの質問でありましたが、河原活性化の河原小学校部会において、この小学校の学童クラブをもとの保育園跡地に設置できないかと意見がありましたが、いかがでしょうか。

#### 〇議長(宮田勝則君)村長。

○村長(日置和彦君)場所、今、ミーティングルームを使っておりますけれども、そこが適切でないということになれば、今までずっとあそこでやってきましたので、それが当たり前のような形になっておりますが、場所がないということであれば、旧校舎の教室も使うことも可能ではないかなと。これはいろんな学校とも相談しなきゃなりませんけれども、そういったところと河原のコミュニティセンター、そういったところを使うのが本来の姿ではないかなというふうに思っております。

それは、今後、学校関係、保護者関係と相談しながら進めていきたいとい うふうに思います。

- ○議長(宮田勝則君) 3回目、続けてください。
- ○1番議員(堀田直孝君)建物については、山西小学校児童クラブの設置時、 プレハブづくりだったと思いますが、かなりの高額な予算がかかったと思い ます。そこでの案でありますが、現在使用しております仮設住宅が縮小され た場合、談話室を買い取り移転すれば、安価な設置ができるのではないかと 思いますが、いかがでしょうか。
- 〇議長(宮田勝則君)村長。
- ○村長(日置和彦君)要するに仮設住宅の集会場の話でしょう。これも今、学校関係もあわせていろんなところからあれを利用させていかないけないかなというようなお話も伺っております。設置、移転すればそれなりの費用は、また基礎からやらなくちゃなりませんのでかかると思いますけれども、今、各方面からそれを利活用させていただけないかというような話も伺っており

ます。学校関係も別の形でそれを利用させていただけないかという話も伺っておりますので、それはひとつ今後の検討とさせていただきます。

- ○議長(宮田勝則君)続けてください。
- ○1番議員(堀田直孝君)ありがとうございます。これは保護者の切実な意見であります。それと、やはり村財政を考えたときに、できるだけ安価なというところの願いでありますので、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

それでは、ちょっとまとめさせていただきます。

学校では充実した生活が送れても、放課後の子どもが安全で安心して過ごせることが最も重要なことで、日常で交通事故や下校中での声かけ事案、車での連れ去り等の犯罪に遭うことなく無事に一日を終えることが何よりです。そのためにも、今後とも学童クラブの充実を図っていただきたいと思います。以上、終わります。

- ○議長(宮田勝則君) まとめ、答弁は要らないですね。
- ○1番議員(堀田直孝君)要らないです。
- ○議長(宮田勝則君)では、次、移ってください。
- ○1番議員(堀田直孝君)最後になりましたが、熊本高森線災害復旧工事についてお伺いいたします。

熊本地震発生後、2年8カ月が経過しようとしておりますが、本村においては、村長を中心に執行部の素早い対応と行動力において、他市町村よりずば抜けたスピードで復旧復興がなされております。しかしながら、県道熊本高森線、杉堂土林区間においては、以前一般質問を行いましたが、現在、7カ所の工事区間中、半分の工事のめどはつきそうですが、用地取得が難航していた箇所も着工のめどがついたとお聞きしております。

しかしながら、工事の完了が平成32年までとのことです。現在、この工事に伴う迂回路でありますが、村道小森西原社司原線から益城町町道、農免道支線、農免道線を通り、益城町、熊本市の東部方面に利用しておりますが、皆さんが通ってみて道路の傷みが非常に激しく、田中高遊線の交差点から益城方面については、特に路面の凹凸、路肩の損壊が激しく、住民の方から、くぼみにはまりパンクした、どうにかならないものか、路肩が危なくて離合もままならない、危険だとの声が多く寄せられました。

そこで、自分なりに平日の夕方2時間ほど交通量を調査してみましたところ、西原村から益城町方面へ2時間の間に518台、益城町から西原村方面へ339台、計857台が通過しておりました。これが朝、昼、夜を調査するならば何千台と相当な車両が通過するものと考えました。ただ、普通車であれば、通過車両が多くてもあそこまで傷まないと思います。当該路線は大型の工事車両の通過が特に多く、路面の傷みの原因と思います。

そこで、道路管理者であります益城町に出向いて、この道路の補修計画は あるのかと尋ねたところ、農免道線においては補修計画はあるが、農免道支 線は補修計画はないということでした。この路線は益城町の町道ではありますが、県道熊本高森線の迂回路として西原村住民が相当の期間利用しなければならない重要な道路ですので、村として県に働きかけをして町道の補修ができないものかお伺いいたします。

#### 〇議長(宮田勝則君)村長。

**〇村長(日置和彦君)**熊本高森線の災害復旧工事についてということで、迂回 路の通常農免道路の件ではございますけれども、お答えをさせていただきま す。

その前に、熊本高森線、土林杉堂間の災害復旧工事について、県からの説明を受けておりますので、その概要についてお話をさせていただきます。

6月19日に、ことしでありますけれども、県中央広域本部の災害復興第二課より来庁され、現状の説明があり、その後、8月17日にも経過報告がございました。また、11月12日には、河津県議、県広域本部の災害復興第二課、阿蘇地域振興局の維持管理調整課並びに河原地区の議員さん4名で現地の状況視察を行うとともに、今後の復興計画の報告も受けたところでございます。

当該区間の工事は7カ所ございます。年内には4カ所が竣工予定であります。残りの工事はのり面工事2カ所が平成31年7月竣工予定で、路肩の復旧工事並びに舗装工事につきましては、議員が先ほど申されましたように、平成32年3月まで工事がかかる予定でございます。

河原地区の方々にとっては、緊急自動車の通行や生活道路として大変重要な道路であり、村としてこの通行どめをできるだけ早く解消いただくよう、県に強く要望をしているところでございます。村民、特に河原地区には大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解のほどお願いしたいというふうに思います。さて、今回お尋ねの、迂回路はあるが、現状としては時がたつとともに路面状況が非常に悪くなっているが、修理等を依頼する考えはあるのかという質問をいただいております。

村が管理する村内の道路につきましては、管理瑕疵等の観点から早目の対応を行っているところであります。路面状況が悪い迂回路と言われるのは、今申されましたように、益城町が管理している町道で、通称農免道路のことだろうと思います。村は行政界を超えての修繕を行うことはできませんので、今回の質問を受け、改めて益城町のほうへ補修等について強く要望をします。その要望等について益城町から回答をいただいておりますので、あとは建設課長からご説明いたします。

#### 〇議長(宮田勝則君)建設課長。

**○建設課長(吉田光範君)** 堀田議員の質問に対しまして、益城町のほうに、一応こういうことで一般質問があっておりますということでお話をさせていただきました。益城町のほうも路面の状況はわかっておられまして、部分的には少しは手直しはあっていると思っております。最終的に申されたのは、予

算的に厳しいので新年度予算で一応対応をさせていただくということで、私 のほうには連絡をいただいております。以上です。

- ○議長(宮田勝則君)堀田議員、2回目、続けてください。
- ○1番議員(堀田直孝君) 先ほど県にということでお願いすればということを言いましたが、町道の途中にあるリサイクル施設においては、熊本市の指定を受け、震災の瓦れき等の受け入れの処理を行っております。ここに搬入される車両も大型ダンプによる熊本市からの瓦れきというか災害廃棄物が行われております。それもやはり道路の傷みの起因となっていると思いますので、熊本市へも道路の補修等の働きかけはできないものかと思っておりますが、いかがでしょうか。
- 〇議長(宮田勝則君)建設課長。
- **○建設課長(吉田光範君)**熊本市のほうに働きかけをということですが、おっしゃるとおり、市からの産業廃棄物の持ち込みとかが多いとは思いますが、 多分熊本市のほうは、管理上は益城町なのでできませんという回答があると 思われます。

その前に、県道の迂回路ということで質問がありましたので、上益城振興局の矢部土木の維持管理調整課のほうに一応お尋ねをしております。その中で回答をいただいているのは、今の現状では、管理上益城町さんがされていますので、県のほうからの手だてというのは今のところは考えておりませんという回答でございました。

今回、堀田議員からの質問もありましたんで、もう一回ちょっと働きかけをこちらのほうで益城町並びに県のほうにも、一回またお尋ねをしたいと思っております。以上です。

- ○議長(宮田勝則君)3回目、続けてください。
- ○1番議員(堀田直孝君)私は、この道路は西原村、特に河原の住民にとっては命の道路だと思っております。先ほど村長も言われましたが、ただでさえ緊急車両、特に救急車においては、現在、熊本市の救急病院までの到着が10分おくれておるということでございます。日赤の先生も、やはりこの10分というのが人の命を左右するということで非常に懸念されております。

例えば、この道路を救急車も通っておりますが、今のまま凹凸が一段と激しくなったときに、患者、安静に運ばなければならないところを、この揺れによって症状の悪化も懸念されます。

やはり行政が何を一番大事にしなければいけないかというところになると、 私はこの行政、ここに課長さん全ておられますが、根本的なことは、人の生 命、次に財産、これを守るために行政は仕事をしていると思っております。 例えば保健衛生課、病気になって早く亡くなるじゃなくて、早期発見、早期 治療で命を延命する。健康保険係、病気にかかったとき健康保険制度で財産 を売らなくても治療ができる。建設課におきましても、やはり崖地の補修、 道路の補修、やはりこういうのも緊急車両の通過が早くなるように。特に総務課においては消防団、今回、非常に活躍していただきましたが、そういうところで人の救助ができる。税務課は、それをするための予算を確保している。

そういうことで、やはり行政は人の命というのを一番大事に持ってしなければならないと思っておりますので、やはりこの道路一つにしても、できるだけ人の生命が守られるように、そして次に財産が守れるような行政運営が必要ではなかろうかと思っております。

ちょっとまとめてしまいましたが、やはりそういうところを念頭に置いて 今後していただきたいと思います。

- 〇議長(宮田勝則君)村長。
- ○村長(日置和彦君)堀田議員、もともと役場職員ということで、いろんなことに対して詳しいところも十分に承知をしております。そしてまた、今回のこの道路につきましても、やはり我々、西原村の方が通るのがメーンな道路と。ただし管理は益城町でありますので、我々がどうすることもできないということも理解していただきたい。ただ、県に言うても、あれを迂回路だから県道として認定しておるならば県のほうに言いますけれども、なかなか言えないところもございます。

しかし、それはそれとして、利用が多いと、県道が通れないから利用しておるということで、それはまた県にももちろん申し上げていきますけれども、先ほど課長が言いましたように、来年当初予算で予算を組むということでありますので、いましばらく待っていただければというふうに思います。以上です。

- ○議長(宮田勝則君) 3回言いましたけれども。
- ○1番議員(堀田直孝君)まとめます。
- ○議長(宮田勝則君)まとめてください。
- ○1番議員(堀田直孝君)前向きな答弁ありがとうございます。先般、河津県議とちょっと懇談する機会がありまして、こういうのができないかということで、私もそれなりに話してみました。

そうしたところが、阿蘇市の町道がやっぱり県が補修をしているということで、それはできないこともないんじゃなかろうかというような回答をいただきましたので、また県議のほうにもそういうお願いをしていただければと思っております。以上でございます。

〇議長(宮田勝則君) 暫時休憩します。

(午前10時46分)

(午前10時59分)

○議長(宮田勝則君)休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第2、議案第74号、嘱託員及び地区連絡員設置条例の一部を改正する 条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

(総務課長 西山春作君 登壇 説明)

○総務課長(西山春作君)それでは、議案第74号についてご説明いたします。

議案第74号、嘱託員及び地区連絡員設置条例の一部を改正する条例の制定 について。

嘱託員及び地区連絡員設置条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成30年12月4日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由でございますが、河原団地から分離をする自治会、新たに自治会 として発足するため、条例を改正する必要があるというものでございます。

ここから皆様にお配りをしております嘱託員及び地区連絡員設置条例の一部を改正する条例の概要によりまして説明をさせていただきます。条例案の概要をごらんください。

まず、条例改正の趣旨でございますが、先ほども申しましたけれども、河原団地から分離して新たに自治会として龍神の郷が発足するため、関係条例の規定を改正する必要があるというものでございます。

内容といたしましては、この条例の地区の名称を制定するということで、 条例第2条第1項の表に、谷の区域に龍神の郷を追加するというものでござ います。

施行期日は、平成31年1月1日でございます。以上でございます。ご審議 方よろしくお願いいたします。

**○議長(宮田勝則君)** 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

4番議員、中西義信君。

〇4番議員(中西義信君) 4番、中西です。

新しい区ができるということで、意欲が湧いてこられると思いまして、それは結果的には活動をしたりするということで、長い目で見ますと、医療関係からしてもいいのかなと思っています。

お聞きしたいのは、今、11戸とありますけれども、マックスでどのくらいまでなるのかなと。人口増ということに関してはとてもいいことだと思っていますし、河原小学校の問題もありますので、あと将来的に何戸ぐらいまでになるのかちょっと伺いたいです。

- 〇議長(宮田勝則君)総務課長。
- ○総務課長(西山春作君)今の中西議員のご質問では、将来的には幾つまで、 戸数といいますか、建物が建つかということだと思いますけれども、こちら のほう、あそこは分譲地という形になっておりますので、全部が建ったとい

たしまして十七、八戸かなというふうに思っております。以上でございます。

- 〇議長(宮田勝則君)中西君。
- 〇4番議員(中西義信君)中西です。

先ほど言いましたように、小学校問題がありますので、ぜひとも入居の方がふえていただくことを期待しています。

○議長(宮田勝則君) ほかに質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(宮田勝則君)質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(宮田勝則君)討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第74号、嘱託員及び地区連絡員設置条例の一部を改正する条例の制定 について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君)全員起立であります。

よって、議案第74号は原案どおり可決されました。

日程第3、議案第75号、西原村個人情報保護条例の一部を改正する条例の 制定についてを議題とします。

内容の説明を企画商工課長に求めます。

(企画商工課長 須藤 博君 登壇 説明)

**〇企画商工課長(須藤 博君)** それでは、議案第75号について説明いたします。 議案第75号、西原村個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定につい て。

西原村個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のとおり制定することとする。

平成30年12月4日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由でございます。個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律及び行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律の改正によりまして、個人情報の定義の明確化及び要配慮個人情報等の定義の新設がなされております。これに伴いまして、本条例との整合性を図るため、西原村個人情報保護条例の一部を改正する必要がございます。これがこの議案を提出する理由でございます。

さきに皆様の議席にお配りしております西原村個人情報保護条例の一部を 改正する条例の制定について(案)の概要によりご説明させていただきます。 今回の条例改正の趣旨は、先ほど申しました関係法令が改正されまして、 平成29年5月30日施行されております。今回の法改正に当たりまして、総務省の地方公共団体が保有するパーソナルデータに関する検討会が開かれまして、地方公共団体の個人情報保護条例の見直しが検討されております。それを受けまして、個人情報保護条例の見直し等についてということで、平成29年5月19日付、総務省大臣官房地域力創造審議官通知によりまして、地方公共団体に対しまして個人情報定義の明確化、要配慮個人情報の問い合わせ回答に関する個人情報保護条例の見直しについて、保有する個人情報の適正な取り扱いの確保のための必要な措置が求められております。上記の理由から、西原村個人情報保護条例の一部を改正する必要があるため、所要の改正をするものでございます。

改正内容についてご説明いたします。

第1点目が、個人情報の定義の明確化でございます。法令との整合性を図るため、個人情報の定義の改正を行うものでございます。

本条例第2条第1号に関しまして、行政機関個人情報保護法の個人情報の保護の範囲は、死者に関する情報を含めていないため、当該法令を超えることなく整合性を図る必要がございます。したがいまして、個人情報を生存する個人の情報として定義するものでございます。

また、本条例第2条第1号ア、イに関しまして、法改正により新たに定義 として追加されました個人情報との整合性を図るため、追加改正するもので ございます。

第2点目が、本条例第2条第2号に関しまして、指紋、顔認識データ、受験番号等の個人識別符号が個人情報に該当することが法令の定義で明確化されております。したがいまして、本条例の個人情報の定義に追加改正するものでございます。

なお、個人識別符号の詳細につきましては、本説明資料2ページに行政機 関個人情報保護施行令に規定されている事項を記載しております。

第3点目は、本条例第2条第3号に関しまして、法改正前におきまして個人情報保護に基づいて国の各省庁の主務大臣が策定いたしました指針や多くの地方公共団体において、いわゆるセンシティブ情報、慎重に取り扱われるべき情報の収集が制限されたことを踏まえまして、法改正により要配慮個人情報として定義がされております。

これを受けまして、本条例との整合性を図るため、追加改正するものでございます。

なお、要配慮個人情報の詳細につきましては、本説明資料 2 ページに記載 しております。

第4点目が、本条例第2条第10号の行政文書の定義について、関係法令との整合性を図るため、本条例の記載内容について改正するものでございます。 以上が本条例改正の内容でございます。ご審議方よろしくお願いいたしま す。

○議長(宮田勝則君)内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(宮田勝則君)質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(宮田勝則君)討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第75号、西原村個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

〇議長(宮田勝則君)全員起立であります。

よって、議案第75号は原案どおり可決されました。

日程第4、議案第76号、西原村一般職の職員の給与に関する条例等の一部 を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

(総務課長 西山春作君 登壇 説明)

○総務課長(西山春作君) それでは、議案第76号についてご説明いたします。

西原村一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について。

西原村一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成30年12月4日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由、人事院の職員の給与改定に関する勧告に鑑み、職員の給料月額、 勤勉手当等を改正する必要がございます。これがこの議案を提出する理由で ございます。

ここから皆様にお配りしております別紙により説明をさせていただきます。 西原村一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(案)の 概要をごらんください。

まず、条例改正の趣旨ですけれども、これは先ほど提案理由で説明しましたとおりでございます。

主な内容でございますが、国及び県が行う改定の内容に準じて村の条例を 改正するというものでございます。内容につきましては、まず給料表の改定 でございます。国等の給料表に基づき改定を行うというものでございます。 これは、議案のほうに添付をしております給料表の新旧対照表のとおりでご ざいます。内容といたしましては、初任給等を1,500円、若年層を1,000円程 度、その他は400円程度の引き上げを基本に改定するものでございます。 それから次に、期末手当、勤勉手当の改定でございます。今回の改定につきましては、引き上げ分を勤勉手当に配分するというものでございます。 0.05月分を勤勉手当に配分するということでございます。その下に一般職の支給月額を表にして示しております。この中で、まず、平成30年度ですけれども、期末手当については改定はございませんので、この0.05月を勤勉手当の12月期に現行0.90月を0.95月というふうにするというものでございます。

それから、来年の4月からでございますけれども、平成31年度以降については、まず期末手当については、6月と12月ですけれども、トータルは変わりませんけれども、6月、12月に支給する月分を1.30月分とするというものでございます。それから、勤勉手当につきましては、今回、0.05月分改定が行われる分を6月と12月に同月分ということで、ならすような形で0.925月にするというものでございます。

再任用職員の支給月数につきましては、これも国に準じて改定を下の表のような形で行う予定としております。

それから、3番目ですけれども、宿日直手当の改定で主にこの4,200円というのを使っておりますので、4,200円を4,400円に改定を行うというものでございます。

それから、通勤手当の改定を、来年、平成31年4月1日から国等に準じて、 議案につけております別添の新旧対照表のとおり改定を行うというものでご ざいます。

施行期日でございますが、給料、宿日直手当、それから平成30年度分の勤勉手当については、平成30年4月1日から適用し、通勤手当、期末・勤勉手当の率変更につきまして、これは平成31年度分ですけれども、これは平成31年4月1日から施行するという条例案でございます。以上でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

- **〇議長(宮田勝則君)**内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
  - 1番議員、堀田直孝君。
- ○1番議員(堀田直孝君)1番議員、堀田です。

ただいま改正の中に宿直手当の改正がありましたが、宿直も、今、2人体制で当直をやっておると思いますけれども、何もないときはそれでいいんですけれども、やはり村におりますと何かあったらまず村に通報があるということで、例えば犬の引き取りとか野犬、道路の陥没に対する安全確保、いろんなものがあります。そうしたときに、やはり昼夜を寝ることもできずにやったときに、次の日の職務に支障を来したりとかありますけれども、以前、常直ということで1人されておりました。非常にするほうとしてはよかったんですけれども、村としてやはり常直というのがあればいいんじゃなかろうかと私は思っておりますが、そのあたりはどうお考えでしょうか。

〇議長(宮田勝則君) 暫時休憩します。

(午前11時20分)

(午前11時21分)

- **○議長(宮田勝則君)** 休憩前に引き続き会議を再開します。 総務課長。
- ○総務課長(西山春作君)ただいま堀田議員のほうから、以前、常直という形もとっていたので、非常事態等に対応するためにも常直をまた検討してみたらどうかということですが、今のところは、今の職員による日直体制というのを維持していきたいという考えでございます。以上です。
- 〇議長(宮田勝則君) 1番、堀田君。
- ○1番議員(堀田直孝君)今のところ考えがないということでございましたけれども、例えば先ほど言いましたとおり、宿直中の犬の引き取りとか、死骸の引き取りとかあった場合、担当者においては特別手当の日当がありますけれども、そういうのの支給とかは、何かもしもあったときにそういう特別手当等は考えておられませんでしょうか。
- 〇議長(宮田勝則君)総務課長。
- ○総務課長(西山春作君)ただいま堀田議員のほうからご質問で、犬の死骸等と、それから先ほど道路の安全とか確認とかいうお話がありましたけれども、今現在はすぐ役場の付近というのは確認できますけれども、それ以外については、例えば犬の死骸等につきましてとか、道路上でしたら、県道でしたら県のほうにとか、村道内については村のほうにとか、その担当部署のほうに今は連絡をさせていただいて、そちらのほうから対応するというような形をとっております。以上でございます。
- 〇議長(宮田勝則君) 暫時休憩します。

(午前11時23分)

(午前11時23分)

- 〇議長(宮田勝則君) 休憩前に引き続き会議を再開します。説明不足の点を総務課長が答弁します。総務課長。
- ○総務課長(西山春作君)失礼しました。先ほど手当のこともございましたけれども、手当につきましてですけれども、特にそういう道路安全確保とか日直のほうに手当を支給するという考えは今のところございません。以上です。
- ○議長(宮田勝則君)ほかに質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(宮田勝則君)質疑がないようですから、質疑を終結します。 これより討論に入ります。討論ございませんか。 (「討論なし」の声)

○議長(宮田勝則君)討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第76号、西原村一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する 条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。 (起立全員)

○議長(宮田勝則君)全員起立であります。

よって、議案第76号は原案どおり可決されました。

日程第5、議案第77号、西原村心身障害児就学指導委員会条例の一部を改 正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を教育課長に求めます。

(教育課長 米口三喜男君 登壇 説明)

○教育課長(米口三喜男君)議案第77号について説明いたします。

議案第77号、西原村心身障害児就学指導委員会条例の一部を改正する条例 の制定について。

西原村心身障害児就学指導委員会条例の一部を改正する条例を次のように 制定することとする。

平成30年12月4日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由です。学校教育法施行令の一部改正に伴い、西原村心身障害児就 学指導委員会条例の一部を改正する必要がある。これがこの議案を提出する 理由でございます。

これからは皆様にお配りしております別紙、西原村心身障害児就学指導委員会条例の一部を改正する条例(案)の概要のほうをごらんいただきたいと 思います。

条例の改正の趣旨でございます。学校教育法施行令の一部改正に伴い、西原村心身障害児就学指導委員会条例の整備を行うという趣旨でございます。

主な内容でございます。政令の改正により、西原村心身障害児就学指導委員会の役割が就学時決定のみならず、その後の一貫した支援も行うことになり、委員会名称を以下のように変更するものです。

委員会名の変更、西原村心身障害児就学指導委員会を西原村教育支援委員会に変更します。

所掌事務の明確化です。①特別支援学校への就学判断、指導、②村立小中学校の特別支援学級への就学判断、③障害のある、または支援が必要と思われる就学前幼児及び児童生徒の継続的な教育支援に必要な事項。

3番、委員の変更です。13人から15人以内としています。

4番、任期の変更です。2年から1年です。

3、施行期日、公布の日から施行するとしています。以上でございます。 ご審議方よろしくお願いします。 **○議長(宮田勝則君)** 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

4番議員、中西義信君。

○4番議員(中西義信君) 4番、中西です。

この会に関しての実態といいますか、ちょこっと回数とか内容とかお話し いただければ。

- 〇議長(宮田勝則君)教育課長。
- ○教育課長(米口三喜男君)内容については、特別支援、教育関係の支援が必要な児童であるかどうか、そういった内容をいろいろな分野の先生方から情報収集しながら判断するものであります。これには医師、民生委員、学校の校長先生や養護教諭、あるいは保育園の先生方、保健師等々と協議をしているところであります。会としては年3回ほど開催させていただいているところであります。以上であります。
- 〇議長(宮田勝則君) ほかに質疑ございませんか。 3番議員、坂本隆文君。
- ○3番議員(坂本降文君) 3番議員、坂本です。

先日も人権フェスティバルのほうに参加させていただきまして、発表の中では、インクルーシブ教育やユニバーサルデザインに取り組まれているということで、面積の出し方等も、九九の計算を横に、わからない人たちには隣に置いてそれと照らし合わせる、また、中学生の生徒に対しては一人一人に沿った授業、また、将来就職に有利になるような勉強等をされているという取り組みをされていることを、先日、聞かせていただきました。

質問は、主な内容の2番のところの3番、委員の変更が13人から15人以内というふうになっております。この、どうして以内というふうになっているのかというのと、必要だから15人のほうになっていると思うんですけれども、この以内であれば10人だったり11人だったりとかもある可能性もあります。その辺の内容を、どうして以内というふうに書かれているのか。

また、4番の任期の変更が2年から1年ということで、1年になった理由を教えていただきたいと思います。

- 〇議長(宮田勝則君)教育課長。
- ○教育課長(米口三喜男君)委員数については13から15ということで2名ふえております。この中には、先ほどちょっと言いましたけれども、医師関係で心理士というような形で新たにメンバーとして入れたいというところが一つはあります。それから、学識経験者というような形でも新たにメンバーに加わっていただきたいというようなところで、今回、委員数の変更をさせていただいたところであります。

任期についてはということで、2年から1年というような形をとっておりますが、これには学校の先生とかがどうしても入っていただくような形にな

りますので、先生たちの異動関係が1年ごとになりますので、それで一応、 2年から1年というような形で、先生が変わってもすぐ対応ができるような 形に持っていきたいというところで変更しているところであります。以上で す。

〇議長(宮田勝則君) 暫時休憩します。

教育課長。

(午前11時33分)

(午前11時35分)

○議長(宮田勝則君)休憩前に引き続き会議を再開します。 教育課長より答弁の追加といいますか、訂正を少し含めてありますので。

○教育課長(米口三喜男君)定員数が15名以内というところであります。

先ほど言いましたように、今、予定としては心理士と学識経験者というような形で追加の分を考えているところであります。心理士については、この会のメンバーとして内諾を得ているところであります。学識経験者についてが、内諾までまだ行っていませんので今後検討するところで、以内というような形にしております。

最低でも13名体制で今後進めていくところでありますが、希望として心理 士と学識経験者を追加させていただきたいというところであります。以上で す。

- 〇議長(宮田勝則君)3番議員、坂本君。
- ○3番議員(坂本隆文君)坂本です。

ということは13名以上ではあるということですね。

あと、また任期の変更は先生の異動があるかもしれないということで1年ということですけれども、先生の異動だけの方だけを入れかえるというふうな形でされるのか、またほかの人たちも変わるのかというのもちょっとお聞きしたいんですけれども、先生の異動だけではよろしいんですけれども、その辺をお聞かせください。

- 〇議長(宮田勝則君)教育長。
- ○教育長(竹下良一君)坂本議員の質問にお答えいたします。

まず、任期の件でございますが、念頭に置いているのは教職員でございますが、これ、再任を妨げないというのが基本でございますので、それは考えておりますが、万が一、欠けるというふうな場合もございます。ですから、1年というふうなことを考えて設定しております。多くのほかの町村も1年という規定のところが多かったもんですから、これを採用させていただいたところでございます。以上です。

○議長(宮田勝則君) ほかに質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(宮田勝則君)質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(宮田勝則君)討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第77号、西原村心身障害児就学指導委員会条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君)全員起立であります。

よって、議案第77号は原案どおり可決されました。

日程第6、議案第78号、西原村村民運動場の設置及び管理に関する条例の 一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を教育課長に求めます。

(教育課長 米口三喜男君 登壇 説明)

**○教育課長(米口三喜男君)**議案第78号、西原村村民運動場の設置及び管理に 関する条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村村民運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成30年12月4日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由、西原村村民運動場の復旧完了にあわせて、使用料の料金体系を 現在の状況にあわせた形で見直す必要がある。これがこの議案を提出する理 由でございます。

これからは皆様にお配りしています別紙、西原村村民運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(案)の概要をごらんください。

条例改正の趣旨でございます。西原村村民運動場の復旧完了にあわせて、 使用料の料金体系を現在の状況にあわせた形で見直す必要があるので、関係 条例の整備を行うという趣旨でございます。

主な内容でございます。村民運動場の使用料の区分を種目区分からコート 区分とし、使用料については半日単位を1時間単位とし、村外者の利用については4倍の額としたものです。

使用料の区分の変更、種目区分からコート区分です。野球コート、野球コートA・C・Eコート、ソフトボールコート、ソフトボールコートB・Dコート、テニスコート削除、バレーボールコート削除、陸上コート削除、全面使用、多目的全面使用、ゲートボールコート削除。

使用料の単位の変更、半日単位を時間帯。なお、夜間照明使用料について は改正せず現行のとおりとしております。

施行期日を平成31年1月1日。以上でございます。ご審議方よろしくお願いします。

○議長(宮田勝則君)内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

7番議員、山下一義君。

**〇7番議員(山下一義君)**7番議員、山下です。

主な内容のところで、村外者の利用については4倍の額としたとありますけれども、私がひっかかるのは、「額とした」の「した」であります。するではいかんのか、何か「した」と言いますと、大変きつい言葉と思われますけれども、どのようなもんでしょう。

〇議長(宮田勝則君) 暫時休憩します。

(午前11時43分)

(午前11時44分)

- **○議長(宮田勝則君)** 休憩前に引き続き会議を再開します。 教育長。
- ○教育長(竹下良一君)お答えいたします。

大変失礼いたしました。本文の2ページ、別記1では、計算するというふうな表現になっております。この説明用の資料は「とした」というふうな表現になっておりますが、これは記述ミスだというふうなところでご理解いただきたいと思います。大変申しわけございません。終わります。

- 〇議長(宮田勝則君)7番、山下君。
- **〇7番議員(山下一義君)**これまでの新しいグラウンドになりまして、約2倍の金額が発生いたしますけれども、その根拠は何でしょうか。
- 〇議長(宮田勝則君)教育課長。
- ○教育課長(米口三喜男君)料金的には他町村等と比較しましても大体この時間当たりでしています金額の300円相当というような形で捉えましたので、この料金に設定させていただいたところであります。以上です。
- ○議長(宮田勝則君)ほかに質疑ございませんか。 1番議員、堀田直孝君。
- 〇1番議員(堀田直孝君)1番、堀田です。

山下議員の質問に続きますけれども、村外者が運動場は4倍の額とする、 照明については2倍、そのままということですが、基準は何を基準にされた んでしょうか。

〇議長(宮田勝則君) 暫時休憩します。

(午前11時47分)

(午前11時49分)

**〇議長(宮田勝則君)** 休憩前に引き続き会議を再開します。 教育課長。 ○教育課長(米口三喜男君)料金算定については、時間300円の使用料、半日として半面4時間の4倍という形にしますと大体、4,800円というような金額になってきます。それで改正前は4,120円となっておりますので、大体同等の金額ということで、この金額を設定したところであります。

それから、照明については、とりあえず夜間使用というような形で現行の料金というような形での据え置きという形をとらせていただいたところであります。以上です。

- 〇議長(宮田勝則君) 1番、堀田君。
- **○1番議員(堀田直孝君)**一般的には運動場が4倍であれば照明は4倍と思うのが普通じゃないんでしょうか。
- 〇議長(宮田勝則君)教育課長。
- **〇教育課長(米口三喜男君)**これ、昼間の使用というようなところで見たところでありますので、ご理解をお願いしたいということです。
- ○議長(宮田勝則君)よございますか、今の答弁で。
- ○1番議員(堀田直孝君) ちょっと理解が不能ですけれども。
- 〇議長(宮田勝則君) 暫時休憩します。

(午前11時50分)

(午前11時53分)

○議長(宮田勝則君)休憩前に引き続き会議を再開します。 答弁を行います。 教育長。

〇教育長(竹下良一君) お答えいたします。

先ほどもお話ししましたが、グラウンドについては、他町村の使用額等を 考慮して決めたところでございますが、多少高くなっておりますのは、これ は新たにグラウンドの下をクレーコートにしたというところで、今後の維持 補修も考えてのところでございますが、照明についてはこのまま維持してい るというのは、照明についてはいじくっていないというところでご判断いた だければと思います。以上です。

- 〇議長(宮田勝則君) 1番、堀田君。
- **〇1番議員(堀田直孝君)**ということであれば、この金額で電気代、メンテナンス代は賄えるということで理解してよろしいでしょうか。
- 〇議長(宮田勝則君) 暫時休憩します。

(午前11時54分)

(午前11時59分)

**〇議長(宮田勝則君)** 休憩前に引き続き会議を再開します。 教育長。 ○教育長(竹下良一君)再度お答えをさせていただきます。

照明の金額をどうして上げないのかというところでございますが、月、現在8万円から9万円、電気代がかかっているそうでございます。ほとんどその使用は村内に偏っているというところでございます。照明器具を変更したわけではございませんので、村内の方にその分を肩がわりするというところは忍びないといいますか、スポーツ振興の意味でもそれはできないだろうというところで、これは上げていないというふうにご理解いただければと思います。以上です。

- **○議長(宮田勝則君)**村の全体的な。 村長。
- **〇村長(日置和彦君)** お答えをいたします。

今回のグラウンドは1億数千万円かかって整備をさせていただきました。 それも災害廃棄物の仮置き場ということで、大変傷みがひどく、ただ今回は クレーコートということで下に砕石を入れて、それに上にクレー舗装をする という形で建設をさせていただきました。

そういったことで、一番心配するのは、例えば消防団の出初め式、雨が降ったら入ることがひょっとするとできないかもしれないと。そのかわり、雨がやんだらばさっと水が引くということで、雨上がりには使いいいところがございます。そして、照明は今までどおりということで何も扱っておりません。そういうことで、そのまま値段を据え置くということ。

あとは、4倍の件ですか、村外の方々には4倍ということで、それは、維持補修もかなりかかりはしないかということも一つ念頭に置いて計算したということでございます。多分にもあのクレーコートでありますので、あれを、ちょっと雨が降ったときに、もしも何か入ったならば、かなり傷むということでありますので、そういったことで、村外の方々には余り利用がないといえども値段を設定させていただいたということでございます。

要するに、村内の全ての方が利用するにしても、あれはスポーツの振興、体力づくり、そういったことで村民の方々が利用していただくと、そして体力づくりをしていただく、スポーツの振興をしていただくということでありますので、そこら辺を理解していただいて、電気代はあるかとかじゃなくして、そういったことは度外視して村民の方々に利用していただくならばというふうに思っております。以上です。

- ○議長(宮田勝則君)よございますか。
- 〇1番議員(堀田直孝君)はい、よございます。
- ○議長(宮田勝則君) ほかに質疑ございませんか。(「質疑なし」の声)
- ○議長(宮田勝則君)質疑がないようですから、質疑を終結します。 これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(宮田勝則君)討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第78号、西原村村民運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

〇議長(宮田勝則君)全員起立であります。

よって、議案第78号は原案どおり可決されました。 暫時休憩します。

(午後 0時03分)

(午後 1時00分)

○議長(宮田勝則君)休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第7、議案第79号、西原村営単独住宅条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

(総務課長 西山春作君 登壇 説明)

○総務課長(西山春作君) それでは、議案第79号についてご説明いたします。

議案第79号、西原村営単独住宅条例の制定について。

西原村営単独住宅条例を次のように制定することとする。

平成30年12月4日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由といたしましては、熊本地震により被災し、住宅の再建が困難な 方々のために、木造応急仮設住宅を改修して本村所有の単独住宅として活用 するため、条例を制定するというものでございます。

それでは、ここから皆様にお配りをしております別紙により説明をさせていただきます。

西原村営単独住宅条例(案)の概要をごらんください。

まず、条例制定の趣旨でございますが、これは先ほど提案理由で申し上げましたとおりでございます。

主な内容でございますが、木造応急仮設住宅を改修いたしまして、本村所 有の単独住宅として活用をしたいということでございます。

単独住宅の設置といたしまして、小森団地を設置いたしまして、所在地は 西原村大字小森3157番地1外となっております。

戸数につきましては、 $1 \, \mathrm{K} \, 16$  戸、 $2 \, \mathrm{D} \, \mathrm{K} \, 26$  戸、 $3 \, \mathrm{K} \, 8$  戸の木造平家建てとなっておりまして、合計が50 戸、それから集会所を1 戸の予定としております。公営住宅法の施行令を参考にいたしまして、入居世帯全員の所得合計や住宅の規模等により算定された家賃額で算定をさせていただいております。

家賃の特例といたしまして、平成28年熊本地震によりまして住宅を滅失し、入居を余儀なくされた方々に限りまして、平成34年3月末日まで家賃額を1 Kで5,600円、2DKで8,400円、3Kで1万1,200円とさせていただきたいと思っております。

施行期日ですが、公布の日ですけれども、設置につきましては規則で定める日から施行するとさせていただいております。

それから、準備行為といたしましては、この入居の申し込み等、必要な準備行為につきましては、施行日の前においても行うことができるようしております。以上でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

**〇議長(宮田勝則君)** 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

7番議員、山下一義君。

**〇7番議員(山下一義君)**7番議員、山下です。

村も、この単独事業を合わせますと、村営住宅あるいは災害公営住宅、そしてこの単独住宅という3つの住宅が村に関しまして施行されるわけですけれども、この中で、この文言の中に、住宅を損失し入居を余儀なくされた者に限りとありますけれども、一般の住民の方が、もしこれがこの単独住宅に空き家が出た場合には、一般住民も入られるのか。

それと、この平成34年3月末日まで以下の家賃額とするということは、これは、この家賃が変わる可能性があるのか。もし変わるとしたら、この入居前の、入居される方々に事前の周知をされているのか、そういうところをお願いしたいんですけれども。

- ○議長(宮田勝則君)総務課長。
- ○総務課長(西山春作君)ただいまの山下議員のご質問でございますけれども、まず、今回の単独住宅につきましては、応急仮設住宅を改修して西原村の単独住宅という形で新しく制定するということでございますが、基本的には熊本地震により被災した住宅の再建が困難な方々等のためにということでしておりますけれども、空きとかいうことがあれば、将来的には一般の方々も入居が可能というふうに判断しております。

ただ、この特例期間の平成34年3月までというのは、熊本地震で被災された方々に、金額をもう定額といいますか、この金額でしていくという考え方でございます。ですから、これが過ぎますと公営住宅法施行令等によりまして、収入、所得が高い方につきましては、それに伴って家賃がふえるという方もいらっしゃるというふうには思っております。大半の方が所得の基準内に入ると思いますので、この金額というふうになると思っております。

当初説明してあるかということですが、金額の設定につきましてはこの程度ということでしてございますけれども、将来、4年後に上がるというところまでは、上がるかもしれないというところまでの説明というのは、住宅法

に準じて行うという程度だと思います。以上です。

- 〇議長(宮田勝則君)7番、山下君。
- ○7番議員(山下一義君)ということは、空き家があった場合に一般の住民の 方も入られるということは、この住宅の条例第6条第4号に掲げる金額を超 えないこととありますから、もちろんこれを超えられる方は入れませんけれ ども、これは一般住民の方もこの金額でいいということですか。1 Kが 5,600円。
- 〇議長(宮田勝則君)総務課長。
- **〇総務課長(西山春作君)**まず、入居の基準額内ということでしたら入居は可能となるというふうに思っております。

当初の方に対しては、熊本地震関連についてはこの基準がございませんけれども、新しくこれとは別な方が入居されるという場合は、当然に収入を調査させていただいて、それにより入居していくということになります。毎年、収入調査はございますので、それによって翌年以降、金額が上がって、その家庭の収入合計によりまして金額は変わっていくということは考えられると思います。以上です。

- 〇議長(宮田勝則君) 7番、山下君。
- ○7番議員(山下一義君)ということは、普通の一般の方が入居される場合には収入に応じて変えるということはわかりますけれども、この条例は災害に遭われた方のみの条例ですね、これは。ここに書いてある1 K5,600円というのは、そうですよね。一般の方はこれに準じないというわけですよね。
- 〇議長(宮田勝則君) 暫時休憩します。

(午後 1時11分)

(午後 1時17分)

- **〇議長(宮田勝則君)** 休憩前に引き続き会議を再開します。 総務課長。
- ○総務課長(西山春作君) 先ほどのご質問に幾つか例をとって説明をさせていただきたいと思います。

計算につきましては、所得からそれぞれ扶養における控除とかを引いていくと、それを12で割って政令月収を出すということで、その基準が、まず1段階で0円から10万4,000円、その金額のときに今の家賃相当額になるということでございます。それから次の段階が10万4,000円を超えて12万3,000円と、もしなった場合は、もう一段上の家賃となりまして、例えば1Kで6,400円、2DKで9,600円、3Kで1万2,800円、それから、もしもう一段上に上がると12万3,000円超えで13万9,000円までの場合も、1Kの場合が7,300円、2DKが約1万1,000円、3Kで約1万4,700円、あと、これはまだ上のほうにも段階があるということでご了解いただきたいと思います。以

上です。

- 〇議長(宮田勝則君) 7番、山下君。
- ○7番議員(山下一義君) それでは、ここに、条例第6条第4号に掲げる金額 を超えないこととありますけれども、これは幾らまでですか、勉強不足です みませんけれども。
- 〇議長(宮田勝則君) 暫時休憩します。

(午後 1時20分)

(午後 1時22分)

- **〇議長(宮田勝則君)** 休憩前に引き続き会議を再開します。 総務課長。
- ○総務課長(西山春作君)ただいまの山下議員の質問については、その入居資格の第6条第3号のその者の収入のところだと思いますけれども、条例第6条第4号に掲げる金額を超えないことということで、まず入居の場合の資格のところで、西原村営住宅条例の第6条第4号の中に、通常の場合は15万8,000円を超えないことと金額がありますので、15万8,000円ということですのでよろしくお願いいたします。
- ○議長(宮田勝則君)ほかに質疑ございませんか。 4番議員、中西義信君。
- ○4番議員(中西義信君) 4番、中西です。

先日も説明を受けた際、まだ土地のほうももうすぐ登記等、今からだと伺っていますし、一般会計の補正でもまだいろんな改造等の予算が出ていますけれども、実際、待ち望んでいる方々が入居をされるのはいつごろになるというのは、ここで言えるのかをまずひとつお願いします。

- 〇議長(宮田勝則君)村長。
- ○村長(日置和彦君)今から改修をいたします。今は木造仮設とかプレハブの仮設に入っておられますので、まだ生活するには何ら不自由はないと思いますけれども、改修して来年の7月ごろまでには終わりたいというふうに思っております。その後、改修した時点で移っていただいて、そこで初めて家賃が発生するという。

いろんな問題があると思います。災害公営住宅に入っている方は同じ公営 住宅でも向こうは家賃が発生しておる、こちらの方は家賃が発生していない。 それとあわせて、木造と仮設、プレハブ、この差もございますので、改修し た時点で家賃が発生して入居していただくというような段階になると思いま す。

今のところ、今回、後で補正予算で出てきますけれども、その予算で改修 を済ませたいなと、できるだけ早く済ませていきたいなというふうに思って おります。以上です。

- 〇議長(宮田勝則君) 4番、中西君。
- **〇4番議員(中西義信君)**では、7月は大丈夫ですと言っていいのかという、 待ち望んでいる方々に。
- 〇議長(宮田勝則君)村長。
- ○村長(日置和彦君)7月は仮設住宅の退去日になっております、今のままでいけば。ただ、それに合わせてするならばということでしておりますので、多分にも工事費としては4,000万円ぐらいですので、終わるだろうというふうに思っております。100%終わりますとなかなか言えませんけれども、終わらせます。以上です。
- 〇議長(宮田勝則君) 4番、中西君。
- ○4番議員(中西義信君)できれば早く終わることを願っています。 それから、これは再度確認ですけれども、現在、木造仮設からやっぱり再度、木造仮設を申し込まれている方がおられますが、その移転費用は本当に大丈夫なのかというのを、10万円ですか、これはだめなのか。
- 〇議長(宮田勝則君)住民福祉課長。
- **○住民福祉課長(塚元利文君)**お答えします。 今のA棟におられる方がそのままおられる場合、転居費用が発生するかと いうことでしょうか。
- ○4番議員(中西義信君)移動した場合。
- **○住民福祉課長(塚元利文君**)部屋を移るとか。転居になりますから、なって くると思います。
- 〇議長(宮田勝則君) 4番、中西君。
- ○4番議員(中西義信君) その方に言っていいのか悪いのかを、再度。
- 〇議長(宮田勝則君) 暫時休憩します。

(午後 1時26分)

(午後 1時27分)

- ○議長(宮田勝則君)休憩前に引き続き会議を再開します。 村長より補足答弁をいたします。 村長。
- ○村長(日置和彦君)プレハブから木造に移る、実費は出ます。特別に何万円とか金が出るんじゃなくして、運送屋さんに頼んだりとかいう方には実費も出ますけれども、木造から木造は、まだ今のところ私もはっきり把握はしておりません。

プレハブから木造に移っていただく。改修は入居したままでもできるところもあると思いますので、全てがそこから退去しなくちゃならないということにはならないと思います。ただ壁を一つつくるだけとか玄関口をつくるだけとかそういうこともありますので、退去をせんと改修ができないというこ

とばかりではございません。退去をしたほうがいいかもしれませんけれども、 退去なされる方が木造から木造、これはちょっと私も把握しておりませんけ れども、プレハブから木造は実費だけ出ますと。実費でありますので、どこ かに頼んで領収書がいただければ、その分は払うという形になるかと思いま す。以上です。

- 〇議長(宮田勝則君) 4番、中西君。
- ○4番議員(中西義信君)これは質問されまして、棟がかわったら出るんだろうかといういろんなお話をいただきまして、そちらから明確なお答えをいただくことを願っています。

それから、約三十七、八戸ぐらいが何か入居予定と伺っておりますけれども、ここばかりではありませんけれども、高齢化率というのは把握されていますか、どれぐらいの年齢の方々、それは今でなくても結構ですけれども、例えば山西団地にしろ河原団地にしろ、大体高齢化率では住まれた方が何%ぐらいになるというぐらいは教えていただければと思います。後でも結構です。

○議長(宮田勝則君)後ほど答弁させていただきます。

ほかに質疑ございませんか。

9番議員、桂悦朗君。

○9番議員(桂 悦朗君) 9番、桂です。

関連でちょっとお聞きしたいんですが、今回、50戸あるんですが、今、申し込まれているというか、希望されている方が34から35ということで、残り15残るわけですが、これ、1 Kが16あるんですよね。ということは1 Kは大体1人だったら1 K住めるけれども、16は単身で入られる方、それは大体、何名ぐらい、今、申し込まれていますか。

- 〇議長(宮田勝則君)復興推進課長。
- ○震災復興推進課長(高本孝嗣君)ただいまのご質問でございますけれども、 1K、2DK、3Kそれぞれ申し込みがございまして、1Kの申し込みが16 戸のうち7戸の方ですので、単身かどうかは確認はとれておりませんけれども7戸の申し込み、ただ3Kにつきましては8戸ありまして11戸の方の申し込みがあっておりまして3戸がオーバーしているということですけれども、この中の希望者の3世帯は単身であるということでございますので、その辺のところは調整をさせていただくことになろうかと思います。

その3Kの中に今度、再建の方も希望されている1世帯おられますので、一応、8戸の3Kに対して11戸で申し込みですけれども、その辺は調整を後でさせていただくならというふうに思っております。以上でございます。(「2DKは」の声)2DKは26戸に対して17戸でございますので9戸余って、3Kからそちらのほうに移っていただくこともあろうかと思いますので、よろしくお願いいたします。

- 〇議長(宮田勝則君) 9番、桂君。
- **○9番議員(桂 悦朗君)**この建物が、実際言って、1 K、2 D K、3 K、これは多分ばらばらになったと思うんですね、固まっていたわけじゃないですよね。となると35、今、申し込んでおられますが15、要するに点々とあいてくるような状況になってくると思っています。

そこらあたりも、じゃ、今度は希望されるというか、被災された方々はも うある程度、最初に申し込まれていると思うんです。次、じゃ、先ほども言 っていましたけれども、一般の人たちを入れるときに、点々とあいていると ころにいつぐらいに申し込んでもらって、いつぐらいから入れるようになる のかな。そこをやっぱり決めておかないといけない。さっき平成34年までは、 災害に遭われた方々は、要するにその人たち、その家賃でできるんですが、 今度、一般の人たちをじゃ、いつごろからそのあいたところに募集して入っ てもらうのか、そこらあたりもちょっとお聞きしたい。

- 〇議長(宮田勝則君)復興課長。
- ○震災復興推進課長(高本孝嗣君) 先ほど村長のほうから答弁がありましたように、今度の補正予算で改修させていただきまして、7月ぐらいは丸3年の任期というか満了が来まして、その後は、一般的には住宅として使わせていただくということですけれども、ただ、平成34年3月までは災害公営のそちらのほうが適用いたしておりますので、もしある程度、プレハブ仮設にいらっしゃる方の集約あたりで、どうしても木造がいいというような方々が後でふえたりすることがありますので、その辺が落ちついた段階で、その後に一般的な公募をさせていただくならというふうに思っております。

まずは、災害に遭われた方を優先にして落ちついた段階でということですので、極めて今、いつごろというのは、なかなか今のところでは厳しいんじゃなかろうかというふうに思っております。とにかくプレハブのほうを集約をさせていただいた後だろうと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

- 〇議長(宮田勝則君) 9番、桂君。
- ○9番議員(桂 悦朗君) それでは、募集を募るということになれば、村内の 方々、村内を基準として村内の方しか入れないのか、それとも、村外からも 要するに西原村に来たいという方もそれに入居できるのか、そこらあたりも きちんとお聞きしたいんですが。
- 〇議長(宮田勝則君)総務課長。
- ○総務課長(西山春作君)今、多分入居資格のところで同じ考え方で、今の公営住宅と同じ取り扱いをしております。入居できる者というのは、本村及び隣接市町村、熊本市を含みますけれども、そこに住所または勤務場所もしくは事業所を有することということにしておりますので、今の住宅の取り扱いと同じような考え方をしております。以上です。

- ○議長(宮田勝則君)ほかに。
  - 8番議員、林田直行君。
- ○8番議員(林田直行君)8番、林田です。

一応大体話はわかりましたが、みなし仮設の方の取り扱いといいますか、 ちょっとこの住宅とは離れるかと思いますが、一応みなし仮設でアパート借 りて、いろいろな、住居、そういう方たちの取り扱いは今後どうされるのか なということでお尋ねいたします。要するにはこれ入ってもらわないかなと。

〇議長(宮田勝則君) 暫時休憩します。

(午後 1時35分)

(午後 1時36分)

- ○議長(宮田勝則君)休憩前に引き続き会議を再開します。 答弁を村長が行います。 村長。
- ○村長(日置和彦君) もちろんみなし仮設の方々も入居可能です、被災者にあっておられれば。今、36ということをさっきから言っておりますけれども、ただ36世帯の方々の中に家を再建したいという方もおられます。ここに入居すれば再建するときの国からの補助金がないということもありますので、また今後、正確な数字を今からまた再度調査して入居者を決定するならばというふうに思います。

もちろんこの建設型仮設住宅、みなし仮設住宅、それぞれ入居者の方々には全ていって、そしてまだ別な方が入りたいという方もおられるかと思いますけれども、それでも空き部屋があるとなれば、村外の方を含めて村内の方も含めて一般の住宅としてするならばと。家賃は先ほどお話があったとおりでありますので、そういう形でできるならば全てに入居ができるような形をとっていきたいなというふうに思っております。以上です。

○議長(宮田勝則君) 暫時休憩します。

(午後 1時38分)

(午後 1時38分)

○議長(宮田勝則君)休憩前に引き続き会議を再開します。

8番、林田君、今の答弁でよございますか。

ほかに質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(宮田勝則君)質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(宮田勝則君)討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第79号、西原村営単独住宅条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

全員起立であります。

よって、議案第79号は原案どおり可決されました。

日程第8、議案第80号、熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

(総務課長 西山春作君 登壇 説明)

○総務課長(西山春作君) それでは、議案第80号についてご説明いたします。 議案第80号、熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、熊本県市町村総合事務組合規約(平成16年熊本県指令市町村第16号)の一部を次のとおり変更する。

平成30年12月4日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

熊本県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約。

熊本県市町村総合事務組合規約(平成16年熊本県指令市町村第16号)の一部を次のように変更する。

別表第1及び別表第2中「地方独立行政法人くまもと県北病院機構設立組合」を「くまもと県北病院機構設立組合」に改める。

附則、この規約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の 規定による熊本県知事の許可のあった日から施行し、この規約による改正後 の熊本県市町村総合事務組合規約の規定は、平成30年10月1日から適用する。

提案理由でございますが、熊本県市町村総合事務組合規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により議会の議決を経る必要があるというものでございます。

平成30年10月1日より、地方独立行政法人くまもと県北病院機構設立組合がくまもと県北病院機構設立組合へと名称を変更したためのものでございます。このことによりまして、熊本県市町村総合事務組合規約の一部を変更する必要がございますので、よろしくお願いしたいと思います。

次のページから新旧対照表を添付させていただいております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○議長(宮田勝則君)** 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(宮田勝則君)質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第80号、熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について、原案ど おり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

〇議長(宮田勝則君)全員起立であります。

よって、議案第80号は原案どおり可決されました。

日程第9、議案第81号、村道の路線認定についてを議題とします。

内容の説明を建設課長に求めます。

(建設課長 吉田光範君 登壇 説明)

○建設課長(吉田光範君)議案第81号につきましてご説明いたします。

議案第81号、村道の路線認定について。

道路法(昭和27年法律第180号)第8条第1項の規定により、下記の村道 路線を認定することとする。

平成30年12月4日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

路線名、袴野大峯線、起点、西原村大字小森字塩井社、終点、西原村大字宮山字大峯。

提案理由、村道の路線認定については、道路法(昭和27年法律第180号) 第8条第2項の規定により、議会の議決を経る必要がございます。これがこ の議案の提出する理由でございます。

内容についてご説明いたします。

次のページをめくっていただきまして、村道認定路線区域図でございます。 赤い路線が今回認定をお願いする路線でございます。現在工事中の県道熊本 高森線、大切畑大橋災害復旧工事に伴い、迂回路となっている区間の山田牧 場から大峯入り口までのバイパス区間約900mの村道認定でございます。以 上でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

- **〇議長(宮田勝則君)**内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
  - 3番議員、坂本隆文君。
- ○3番議員(坂本隆文君)3番議員、坂本です。質問を幾つかさせていただきます。

まずもって、この道が今は仮設道で賃貸の契約となっております。売買契約のほうが来年の3月ぐらいからあるんではないかという話になっておりますけれども、順番的に言うと売買契約があった後に認定というふうに自分は考えておりましたけれども、認定のほうが先におりるという、こちらの理由をお聞かせ願います。

また、もう一つは、終点と起点がございまして、起点のほうがちょうどここは山田牧場の入り口のほうになっておりまして、これから高森線までの区間というのは、もともとがあった道を拡幅しているというような状態ではありましたけれども、この起点のほうがもうメーンの大きい道路となりますので、これはなぜ高森線の県道までの距離になっていないか、もともとであれば、今ではもう袴野の道の中の袴野1号線か何かの名前だったと思いますけれども、こちらのほうもなっていたと思いますけれども、この辺の起点を県道側まで変える必要があるのではないかと思っております。その辺をお聞かせください。

- 〇議長(宮田勝則君)建設課長。
- **〇建設課長(吉田光範君)** ただいま坂本議員からご質問がありましたことに対しましてお答えいたします。

まずもって、用地買収が終わった時点で村道認定をしなくちゃならないんではなかろうかという点でございますが、県の市町村の引き継ぎ事務処理要綱がありまして、平成27年8月に県が要綱を定めておりまして、事業を開始する前、事業を採択する前に村道認定を行わなくちゃならないということで取扱要綱が決まっております。その中で今、用地買収を少しさせていただいていますけれども、一応、事業に取っかかっているということで早目の路線認定をしたいということで、この事務取扱要綱にのっとって今回、出させていただいております。

それと続きまして、起点側の山田牧場からの処理でございますが、今回、 村道として認定していない部分だけを認定させていただいております。これ につきましては、県道からの部分は万徳袴野線という路線名で2級の路線認 定をしております。

最終的には、今回認定をいただきまして、道路台帳の整備、その他いろいろ整備を行いました上で路線の区域の決定を変更で、また、事務処理上の変更をさせていただくならと思っております。以上でございます。

- 〇議長(宮田勝則君) 3番、坂本議員。
- ○3番議員(坂本隆文君)内容的にはわかりました。ただ売買契約のほうがまだの路線で、先に認定すると住民感情を逆なでするようにならないかというのが自分の一番危惧しているところではございます。その辺のほうも住民の方々に説明を役場のほうから、また何か回られるときにお願いしたいと思います。

また、もう一つの質問をさせていただきますけれども、この道は、震災後、仮設の道としてできておりますけれども、これは南阿蘇村、高森町、そちら方面が不便なためにこちらにできておりましたけれども、最近では暴走族が相当の数、通っておりまして、夜中のほうももう12時から3時とかその辺で今、20台以上いるんではないかというふうな感じがしておりますし、また、

ここに行く前には仮設住宅の前もわんわんいわせて通られるという話を仮設 のほうから聞きました。

以前は役場と警察とが協力し合い、暴走族の対策をされたこともあるということで、ひとつそういうことをされるようなことはできないかというふうに考えておりますけれども、それはちょっと話、変わっておりますけれども、この道が今まではなかった道で、聞こえなかった音が相当聞こえますので、その辺をちょっとお伺いしたいと思いますけれども。

- ○議長(宮田勝則君)関連だけれども、大丈夫ですか。総務課長。
- ○総務課長(西山春作君)ただいまの暴走的な走行とか、そういうのがあるということでございますので、この件につきましては、警察、うちの派出所、あるいは大津警察署と協議をさせていただいて、当然、住民の方が迷惑されているということですから協議していただいて、どうにかご協力を警察のほうにお願いしたいというふうにしていきたいと思います。
- 〇議長(宮田勝則君) 3番、坂本君。
- ○3番議員(坂本隆文君)ありがとうございます。

仮設のほうも相当やかましいというふうに言われておりますし、一回一回、 暴走族が来たときは、住民の方が警察のほうには連絡されて、警察のほうが 来ておりますけれども、後ろから1台ついていくような状態で、もう取り締 まり等は行っておられません。新しい道がこうやってできており、これ、善 意でできた道で、あそこを暴走族が通ることで、全然もうちょっと違ったよ うな、肝心な平和な静かなところでしたので、ぜひその辺を警察の方と協力 し合って、どうかお願いしたいと思います。以上です。

○議長(宮田勝則君)ほかに質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(宮田勝則君)質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第81号、村道の路線認定について、原案どおり決することに賛成の諸 君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君)全員起立であります。

よって、議案第81号は原案どおり可決されました。

日程第10、議案第82号、平成30年度西原村一般会計補正予算(第5号)についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

(総務課長 西山春作君 登壇 説明)

○総務課長(西山春作君)それでは、議案第82号についてご説明いたします。 議案第82号、平成30年度西原村一般会計補正予算(第5号)。

平成30年度西原村の一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,934万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億1,323万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに 補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正。

第2条、債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。 地方債の補正。

第3条、地方債の追加、廃止及び変更は、「第3表 地方債補正」による。 平成30年12月4日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

5ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為補正でございます。

変更でございます。事項、役場庁舎自動体外式除細動器(AED)レンタル料。補正前、期間、平成30年度から平成34年度まで、限度額36万円。補正後でございます。期間、平成30年度から平成35年度まで、限度額は補正前に同じでございます。なお、年度ごとの支払い計画ですけれども、平成30年度3万円、平成31年度から平成34年度それぞれ7万2,000円、平成35年度4万2,000円としております。

次に、6ページをお願いいたします。

第3表、地方債補正でございます。

1、追加。地方債の目的、13、学校教育施設等整備事業債。限度額、4,150万円。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

中段になりますが、2、廃止。起債の目的、2、公共事業等債。限度額、 960万円。

その下になります。3、変更。地方債の目的、6、公共土木施設災害復旧事業債、11、その他公共施設・公用施設災害復旧事業債。補正前でございますが、限度額、1,050万円、370万円、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

右のほうで補正後に移ります。限度額、1,120万円、1,070万円、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

次に、歳入歳出予算の主なものについてご説明いたします。

9ページをお願いいたします。

9ページ、歳入でございます。

この中の下のほうになりますけれども、下段のほうになりますが、款14国庫支出金、項2国庫補助金、目4土木費国庫補助金1,401万1,000円の増額補正、木造仮設住宅利活用事業の社会資本整備総合交付金の増額補正等でございます。

10ページをお願いいたします。

中ほどになりますけれども、款15県支出金、項2県補助金、目4災害復日費県補助金1,790万円の増額補正でございます。農地等災害復旧費県補助金の増額でございます。

それから、その下になりますが、目 5 総務費県補助金1,292万7,000円の減額、熊本地震復興基金交付金の減額補正でございます。

その下になります。目6教育費県補助金2,087万2,000円の増額でございます。ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金の増額補正でございます。

11ページをお願いいたします。

一番上になりますけれども、款17寄付金、項1寄付金、目1指定寄付金 4,757万円の増額補正、ふるさと納税災害復興復旧寄附金等の増額でござい ます。

下のほうにまいります。下のほうで、款21村債、項1村債、目4教育・福祉施設等整備事業債4,150万円の増額でございます。学校施設冷房設備対応臨時特例交付金事業分の増額でございます。

次に、12ページをお願いいたします。

中ほどになりますけれども、款 2 総務費、項 1 総務管理費でございますが、 その下のほうになりますけれども、目 7 基金費4,754万1,000円の増額でございます。 災害復興基金積立金の増額でございます。

その下になりますけれども、目8企画費2,439万2,000円の増額、ふるさと納税寄附返礼品代等の増額補正でございます。

13ページをお願いします。

上のほうになりますけれども、目17住宅復興費6,291万4,000円の増額、木造応急仮設住宅改修工事請負費の増額でございます。

14ページをお願いいたします。

中ほどから民生費ですけれども、款3民生費、項1社会福祉費、その一番下になりますけれども、目10震災対策費2,186万2,000円の減額補正でございます。被災者転居費用助成金等の減額でございます。

16ページをお願いいたします。

中ほどになりますけれども、款3民生費、項3災害救助費、目3熊本地震 災害救助費、平成29年度災害救助費県負担金返還金1,321万4,000円の増額補 正でございます。

次に、18ページをお願いいたします。

下のほうになりますけれども、款7土木費、項2道路橋梁費、目2道路新

設改良費1,598万3,000円の減額補正でございます。道路新設改良工事請負費 の減額などでございます。

19ページをお願いいたします。

中ほどでございますが、款 9 教育費、項 2 小学校費、目 1 学校管理費 6,555万6,000円の増額補正でございます。小学校の空調設備設置工事の増額 でございます。

その下になりますけれども、項3中学校費、目1学校管理費4,212万1,000 円の増額補正、これは西原中学校の空調設備設置工事の増額などでございます。

20ページをお願いいたします。

中ほどになりますけれども、款10災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、目1農地等災害復旧費2,000万円の増額補正でございます。

一番下になりますが、款10災害復旧費、項3文教施設災害復旧費、目2社会体育施設災害復旧費2,069万6,000円の減額補正でございます。村民グラウンド災害復旧工事の減額等でございます。

そして、最後に予備費を9,954万9,000円、減額しております。以上でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

**〇議長(宮田勝則君)** 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

5番議員、西口義充君。

○5番議員(西口義充君)19ページですけれども、消防費、この中で4番、震災対策費の中で消防団詰所等再建工事設計監理業務委託料と書いてありますけれども、この詰所は大体、建て直しが何件あるのか、改築が何件あるのか、わかっておられればちょっと情報をお知らせいただきたいです。

また、防災行政無線のほうも190万円ほどありますけれども、これも手数料ですけれども、あと何件残っておるのか、そこをお知らせいただきたいと思います。

- 〇議長(宮田勝則君)総務課長。
- ○総務課長(西山春作君)ただいまのご質問ですけれども、まず、消防費の震災対策費の700万円、消防団詰所等再建工事設計監理業務委託ですけれども、これは、大切畑と下小森地区の公民館が日本財団の寄附によりまして建設されるのにあわせて、それに併設といいますか合築するような形で、消防詰所と車庫をつくるというための設計監理の委託料で計上させていただいております。

それから、防災行政無線につきましてですけれども、今回、デジタル化に 伴いまして防災行政無線を設置しておりますけれども、戸別受信機を実際に 設置したところで、河原の第2河原団地等も含めて、やはりどうしてもその 設置だけでは受信が悪いということで、アンテナを屋外に設置するという必 要がどうしても出てきたもんですから、その分を今回補正させていただいております。なかなか見通し、実際にしてまだまだちょっと入らないというようなところもございますので、今のところはこの90件程度をこれでさせていただくならというふうに思っております。以上です。

- 〇議長(宮田勝則君) ほかに質疑ございませんか。 2番議員、村上髙志君。
- 〇2番議員(村上髙志君)2番、村上です。

ページは19ページです。山西小学校、河原小学校、それと西原中学校の空調設備設置工事についてです。工事内容等、システム的な装置の内容がわかりましたら説明していただけませんでしょうか。

- 〇議長(宮田勝則君)教育課長。
- ○教育課長(米口三喜男君)空調関係については、今回、設備としては電気を動力源としたものの設置を考えているところであります。

それから、制御関係についても各教室で温度管理するというような形での 工事を一応、考えているところであります。以上です。

- 〇議長(宮田勝則君) ほかに質疑ございませんか。 6番議員、上野正博君。
- ○6番議員(上野正博君) 6番議員、上野です。

ページは18ページの備品購入費、観光費、冷凍冷蔵庫購入とありますが、 これは追加購入なのか買いかえ購入なのか、買いかえならば前の冷凍冷蔵庫 は何年たっているのか、そこのところをちょっと説明お願いします。

- 〇議長(宮田勝則君)企画商工課長。
- **〇企画商工課長(須藤 博君)**お答えいたします。

今回の備品購入の冷凍冷蔵庫につきましては、買いかえという形でとらせていただいております。萌の里のほうで当初あそこができたときに備品として購入してあった分がもう約20年経過しておりまして、ここ近年、故障等が頻発していたということで、修繕で対応しておりましたが、なかなか今後、部品等もなくなるというようなこともございまして、改めて新規で購入をさせていただきたいということで、備品購入した予算を計上させていただいたものでございます。

- ○議長(宮田勝則君) ほかに質疑ございませんか。 3番議員、坂本隆文君。
- ○3番議員(坂本隆文君)3番、坂本です。

19ページのエアコンについてですけれども、ありがたいことに空調設備が今回つくことになっておりますけれども、取りつけの時期ですけれども、これは今からであれば冬休み、また春休み等はありますけれども、期間は短いということで、授業のときにもつけられるのか、また夜とか、そういった考慮をしてどういうふうにつけられるのかをお聞かせください。

- 〇議長(宮田勝則君)教育課長。
- ○教育課長(米口三喜男君)工事としては1月ぐらいに入札ができればと考えているところであります。取りつけ関係も、ある程度落札業者との協議も必要になってきますけれども、授業時間中も、どうしてもこれ西原村だけじゃないというような状況かと思いますので、全国での工事は多分進むかと思いますので、ある程度空き教室を利用したりとかそういった形で持っていったりするような工事になっていく予定と考えております。以上です。
- 〇議長(宮田勝則君) 3番、坂本君。
- **○3番議員(坂本隆文君)** 授業のときには行わないということでよろしいですかね、授業をされている教室は工事をされないという考えでよろしいですか。空き教室というのは、授業、そのときには生徒がいないときにされる工事ということですか。

それともう一つが、これは通常教室の全教室につくのかもお聞かせください。

- 〇議長(宮田勝則君)教育課長。
- ○教育課長(米口三喜男君)期間に間に合わせるような形で授業があっている ときも工事に入っていく状況にはなるかと思います。空き教室等があれば、 そちらに移動して生徒たちは勉強するというような状況にもなってくるかと 思います。よろしいですかね。

教室については、普通教室と特別教室、一応全室入れるところであります。 ただ、河原小学校によっては一部旧校舎の分で使用頻度が低いところは入れ ていない部分もありますので、ご了解をお願いしたいと思います。

- 〇議長(宮田勝則君) ほかに質疑ございませんか。 2番議員、村上髙志君。
- **〇2番議員(村上髙志君)**ページは13ページです。過誤納付金について、ふえた理由を教えていただければと思います。
- 〇議長(宮田勝則君) 税務課長。
- ○税務課長(廣瀬龍一君)今回の過誤納還付金の増額補正の内容を説明させていただきます。

主な内容としましては、個人住民税の還付と固定資産税の還付が当初見込み額より多額となりまして、今回、100万円の増額補正をお願いいたしました。個人住民税につきましては、雑損控除申告等の確定申告による還付、また固定資産税につきましては、家屋の滅失等による還付です。

増額補正の100万円の算出根拠としましては、過去5年間の11月から3月までの各税目の平均過誤納還付額を算出して計上しております。内訳は、個人住民税が18万円、法人住民税が27万円、固定資産税が55万円の合計100万円で今回、補正をお願いしたところであります。以上でございます。

○議長(宮田勝則君)村上君、よございますか、今ので。

- 〇2番議員(村上髙志君)はい。
- 〇議長(宮田勝則君) ほかに質疑ございませんか。 7番議員、山下一義君。
- **〇7番議員(山下一義君)**7番議員、山下です。

ページ数は歳出の12、13になりますけれども、議長、総務管理費の経常経費の件で関連しますけれども、よろしいでしょうか。

- ○議長(宮田勝則君)はい、発言を許します。
- ○7番議員(山下一義君)商工会が撤去されまして、今現在、役場の駐車場、 住民の方々も駐車場所が少なくて非常に困っておられます。私たちも議会ありますと、やはりどこに車をとめようかというふうなそういうところも手狭になっております。

一つは、この商工会跡の空き地をどのようにされるのか、それともう一件は、復興課のプレハブ、この建物がリースで管理されておられます。このリースがいつまでかかるのかと、この復興課の空きが、今、水道課のところにプレハブがありますけれども、そちらのほうがあいているんじゃないかというふうなことも思っております。

ですから、できるだけこのリースというのは、今まで震災があったから仕 方はないんですけれども、住民の税金をできるだけ少なくするためにも少し ずつ経費を詰めていかなくてはならないと考えています。ですから、この復 興課のプレハブがなければ、もっと駐車場も今までどおりとめられると思い ますけれども、そういうところの行政の考えをお願いいたします。

- 〇議長(宮田勝則君)復興推進課長。
- ○震災復興推進課長(高本孝嗣君)うちのほうが新たに去年の6月から課として稼働しているわけですけれども、今、うちの職員が、私以下20名で業務に携わっております。今、水道課のところということでございますけれども、今、プレハブの連棟で6連棟で中で作業しておりますけれども、設計段階、設計図書関係も非常に多くなりまして、今もちょっと手狭な状態になりつつあろうかというふうな状態でもあります。

しかしながら、我々職員は、前回の補正で倉庫あたりも買わせていただきまして、図書あたりは外に置かせていただくような状態です。今、プレハブを移動させるのは、駐車場の問題で行く場所がやはりどうしても限られておりまして、あれだけの大人数をどこに移設するかというのも、多々、今、問題でもございます。

ただ、前回、庁舎の改修で補正を組ませていただいて、水道課の隣の車庫 あたりを改修させていただくというところでしております。もしよろしけれ ば、その辺が改修が終わりましたら、そちらに移動することになろうかとは 思いますけれども、今現段階では、まだまだ業務の多忙、または図書の多さ により今のところで頑張っているところです。 リースにつきましては、総務課のほうで管理させていただいておりますけれども、多分、来年の3月をめどだったと思いますけれども、その辺のところでリースが一旦は満期が来るんじゃなかろうかというふうに思っております。その後に、部屋あたりは考慮をさせていただくならというふうに思っておりますのでよろしくお願いいたします。

- 〇議長(宮田勝則君)村長。
- ○村長(日置和彦君)商工会の跡地の件ですけれども、あそこが南側を擁壁をしなくちゃなりません。しかし、工事する箇所が村内一円多うございますので、やはり役場敷地内は後回しということで、後で南側のほうの擁壁をするならばということでありますので、そうなった場合は駐車場として利用はできるんじゃなかろうかなというふうに思っています。

今のところは、擁壁が今はまだできないような状況でありますので、住民の方々のほうを優先的にやっておりますので、役場内の擁壁はまだ後回しという形としてなっておりますので、その後は、駐車場あたりに利用するならばというふうに思っております。以上です。

- 〇議長(宮田勝則君) 7番議員、山下君。
- ○7番議員(山下一義君)すみません、今の商工会跡地の、少しでも工事が再開できるまでの間、砂利とか何か敷いて、あそこに置けるようなことはできないもんですか。
- 〇議長(宮田勝則君)村長。
- **〇村長(日置和彦君)** それは可能であります。ただ、どこかの業者にお願いせんといけませんので、業者も今、満杯ということでありますので、間を見て業者にお願いし、砂利を敷くなりして、当面はそこに駐車はできるような形で。

それで、余り奥にやると危のうございますので、向こうはクレートというか擁壁をつけなきゃなりませんので、そのときはまた車を撤去しなくちゃなりませんので、そこら辺を含めて、本来ならば早く擁壁ができればなというような思いでおりますけれども、さっき言いましたように、うちのほうは後回しということでやっていますので、砂利を敷けば置くことはできますけれども、ちょっと段差がございますので、そこら辺のことも考えながら、できるところだけには置いてもいいんじゃないかなというふうに思っています。

- ○議長(宮田勝則君)ほかに質疑ございませんか。 6番議員、上野正博君。
- ○6番議員(上野正博君) 6番議員、上野です。

ページは13ページ、住宅復興費で、今度、木造応急仮設住宅改修工事、これが6,291万4,000円組んでありますが、今ある浄化槽を使われるのか、それとも新たに浄化槽を購入して埋設されるのか、そして、この費用がどのくらいかかるのか、これ、恐らく浄化槽だからかなりの金額がかかると思います

けれども、改修するその費用はこれで足りるのか、特にその改修する場所として大体どの辺をどういうふうに改修するのか、特に隣の部屋との境には、今度は防犯対策をしっかりとやってもらいたいと思いますが、その辺のところをちょっと説明を詳しくお願いします。

- 〇議長(宮田勝則君)復興推進課長。
- ○震災復興推進課長(高本孝嗣君)まず最初に、浄化槽についてでございますけれども、今、ごらんのとおり、浄化槽については地上に出て設置してあります。あれをあのまま使うことは、ちょっと今の段階では、仮設でございますので不可能かというふうに思っています。あれをじゃなくて浄化槽については埋設型を設置するならということで計画しております。

人槽については90人槽を一括集中して1カ所で浄化槽を設置するならと、50戸の分を全部1カ所で90人槽をするならということで、場所につきましては今の地上に出ておりますけれども、あの近辺にさせていただくならというふうに考えております。

費用につきましては大体一千五、六百万円ぐらいかかるんじゃなかろうか というふうに、試算的にはうちのほうでは計上させていただいておるところ でございます。

また、改修工事につきましては、50戸の分が1K、2DK、3Kということで3種類のパターンでございますけれども、平均的にやっぱり80万円から90万円ほどの1戸当たりの改修を見込んでおります。というのは、それぞれ1K、2DK、3Kにつきましては、部屋の数によりまして、それぞれの部屋の中がアコーディオンカーテンに現在なっております。あれを引き戸にするならというふうに考えておりますので、その辺が部屋の数によって値段が若干変わってくるということでございます。

それと、共通してあの建物のそれぞれの個別の外に洗濯機が置いてございます。いうならば外に置いたような状態になっておりますけれども、あの土間の状態のところを一つの部屋にするならということで、洗濯機を部屋に部屋づくりをさせていただくならということと、もう一つは、土間のコンクリートを打って高齢者配慮ということでスロープあたりがつくられるならということで考えておりまして、その辺の改修まで含んだところで大体80万円から90万円ぐらいを見込んだところで改修をさせていただくならというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

(「防犯について」の声)防犯につきましては、今の現状の中で、やはり周囲については、現段階でも仮設がございますけれども、今の状態の中でネットあたりが回りにはされております。そのままそのネットあたりを活用させていただいて、仮設が仮になくなりましたら、木造のほうはまたきちんと区別のネットあたりでほかの周囲とは区別ができるような状態をしていくということでお願いしたいというふうに思っております。現段階は、仮設団地と

して一括してネットあたりも引っ張ってありますので、その辺をそのまましていくということでございますのでよろしくお願いいたします。

個別の防犯(「防音」声あり)、すみません、防音につきましては、一応 遮音で、それぞれの部屋の間仕切りの間に遮音の処理はさせていただくとこ ろで今考えております。それぞれの間仕切りの間には音ができるだけ少なく なるように、今の状態ではなく、いま一度また遮音の壁をするということで 計画はしております。以上でございます。

- ○議長(宮田勝則君) ほかに質疑ございませんか。 5番議員、西口義充君。
- ○5番議員(西口義充君)西口です。

今のに関連してちょっとお尋ねしますけれども、浄化槽を90人槽にされるということであれば、相当な管理がかかると思います。今、仮設団地でし尿処理に払っているお金が七百数十万円、今、払っておりますので、90人槽となれば年間でも相当なまた金額だろうと思いますけれども、それは住宅を借りられる方には、どのようなふうに割って支払いをしてもらうんですか、ちょっとお伺いしたいと思います、料金のほう。

〇議長(宮田勝則君) 暫時休憩します。

(午後 2時34分)

(午後 2時35分)

○議長(宮田勝則君)休憩前に引き続き会議を再開します。

ほかに質疑ございませんか。

2番議員、村上髙志君。

○2番議員(村上髙志君)2番、村上です。

同じ質問ですけれども、もう改修工事になりますと、西原村の大工さんも 割と落ちついてきておりますので、できますならば西原村の業者の人を使っ ていただくならと思いますが、いかがですか。

- 〇議長(宮田勝則君)復興推進課長。
- ○震災復興推進課長(高本孝嗣君)建設業者、土木業者、それぞれいろんな方にお願いをして、今度の設備もあろうかと思いますけれども、今、言われましたように、建設会社が西原村には指名、置かれているのが3社ございます。今も公共のためにいろんな形で頑張っていただいておるところでございまして、その方々が、ここは先ほど午前中にもお話がありましたように、できるだけ早く終わりたいということもございまして、その方々とも一度はお話をさせていただいて、無理にそれを全て工期がおくれるといけませんので、まず事前にその辺のところは打ち合わせをしながら、できるだけ村内の業者を活用させていただくならというふうに思っております。以上でございます。
- ○議長(宮田勝則君)ほかに質疑ございませんか。

6番議員、上野正博君。

○6番議員(上野正博君) すみません、もう一件、お願いします。産業課長にお願い。

ページは20ページ、農地等災害復旧費が2,000万円組んでありますが、村内あちこちかなりのもう農地の復旧工事があって、かなり終わっておると思いますが、現在、復旧度の度合いは何%ぐらいかわかりますか。課長、お願いします。

〇議長(宮田勝則君) 暫時休憩します。

(午後 2時37分)

(午後 2時38分)

- **○議長(宮田勝則君)**休憩前に引き続き会議を再開します。 建設課長。
- ○建設課長(吉田光範君)ただいまのご質問についてお答えいたします。

今回、補正予算で2,000万円、工事を上げさせていただいています。これに関しましては、ことしの9月20日から9月21日にかけまして、9月豪雨ということで農地が9カ所被災しております。その分の工事費でございます。

それと、次にご質問の震災に伴う平成28年の農地等の災害復旧の進捗状況 ということでございますが、これにつきましては、一応全部発注済みでござ います。あと残りが、2件ほど今施工中でございます。以上でございます。

- 〇議長(宮田勝則君) ほかに質疑ございませんか。 2番議員、村上髙志君。
- **〇2番議員(村上髙志君)**ページは14ページです。養護老人ホーム設置費の 136万円について、対象者は何名ふえたのか、ちょっとお聞かせいただきた いと思います。
- ○議長(宮田勝則君)住民福祉課長。
- **○住民福祉課長(塚元利文君)**お答えします。 これにつきましては、湯の里荘で1名増加分でございます。
- ○議長(宮田勝則君) ほかに質疑ございませんか。 4番議員、中西義信君。
- ○4番議員(中西義信君)4番、中西です。

まず最初に思ったのは、AEDのがありましたけれども、ページは5ページですかね、前回か前々回も何かほかのやつで出たときは年度別に書いてあったような気がして、口頭ではなくてですね。年度別支払いとかを書いてあったような気がします。

続きまして、ページ11ですかね、2の特別会計で説明を受けたとき、ページ11の款17、特別会計繰入金の件です。 (「18」の声) すみません、款18です、失礼しました。記帳が間違えていました。この説明を受けたときは、医

療費が下がったからと聞いたんですけれども、主な要因というのは何かできていますか、思っておられますか。

- 〇議長(宮田勝則君)保健衛生課長。
- ○保健衛生課長(藤吉昌也君)今の中西議員の質問にお答えいたします。

前回、委員会のほうでもご説明させていただいた、医療費が下がったということじゃなくて、あくまでも平成29年度の負担金の精算という形で今回、 平成29年度の負担額が当初よりも少なく済んだということで医療費繰り入れ という形で返ってきております。

どうしても広域連合のほうからその年の負担金を幾ら納めてくださいという形で申してきます。それに対しまして一応確定ということで翌年度精算という形で入ってきますので、これが医療費につきましては、前年度よりも若干でありますが落ちております。そういう形で納付金のほうが減ってきたという形で思っています。以上です。

- 〇議長(宮田勝則君)4番、中西君。
- ○4番議員(中西義信君)すみません、医療費の件に関しては、やっぱり今も生活支援医療協議体とか参加していまして、医療費の削減というばかりではありませんけれども、健康をいかに増進して介護と認知を減らすかというところに入っていますもんですから、前回、会話を聞いたとき、やっぱり医療費の少しずつ変化、ためになっているのかなというのを思いまして、いろんな活動をしているから見合が必要というわけではありませんけれども、常々また伺っていきたいと思います。

続きまして、ちょっと飛びますけれども、ページ17の、ちょっと少ない金額ですけれども、款5の苗代というのがありまして、これは苗代が36万7,000円ですか。これ、作業代というのは入っていませんけれども、どこがするのかな、苗代だけで実際、作業代というのが入っていないような気がしますけれども。

- 〇議長(宮田勝則君)産業課長。
- **○産業課長(南利孝文君)** 当該の補正予算につきましては、36万7,000円の熊本市造林地補植苗代のお尋ねかと思います。

これは、3月の山焼きで焼失した部分の補植ということでございます。考え方といたしましては、やはり原因者負担ということでありますが、例えば植えることは公役とかでもできると思いますが、苗を購入せにゃんとなると、集落によって会計状況がやっぱり大きく違ってきて、その苗代すらも厳しいというようなところも出てくるかと思いますので、その実費が発生する部分については、村のほうで支援していこうじゃないかというような考え方に基づいた原材料費の計上でございます。以上でございます。

- ○議長(宮田勝則君) よございますか。
- **〇4番議員(中西義信君)**了解しました。続きまして、ページ18です。

先ほどもありましたけれども、6の商工費で、すみません、関連で申しわけございません、萌の里の購入費の件なんですけれども、やっぱり萌の里はどんどん発展していただきたいと思っていますけれども、お客さんの増加というのを期待していますけれども、またホームページの話ですみませんけれども、なかなか村のホームページを開くと、昔のホームページでは載っていましたけれども、今現在は全く載っておりません。そこには、萌の里さん自体にその気がないので萌の里さん自体の問題もあるかもしれませんけれども、企画商工課としてももう少し力を入れてもらいたいなと思いますが、ご意見をお願いします。

- ○議長(宮田勝則君)企画商工課長。
- **〇企画商工課長(須藤 博君)** お答えいたします。

まず、萌の里様におかれましては、村との指定管理者ということで、今施設を管理していただいております。株式会社ということで、基本的には株式会社としてPRとか情報のほうはやっていただくというところで考えております。

ただ、当然村のほうの施設でもございますし、当然周知、PRについてはホームページ等で、なかなか見つけられないというところはちょっとまた改善したいと思いますが、あと、萌の里さんにつきましては、ホームページではなくて今、ブログ形式でたしか情報のほうは更新で流されていたかと思いますので、こちらのほうからも頻繁な更新の情報の発信というのはしていただくような形で周知を図って連携していきたいと思います。

- 〇議長(宮田勝則君)中西君。
- ○4番議員(中西義信君) そこら辺よろしくお願いします。

続きまして、ページ13です。風の里キャンプ場の件が書いてあったと思いますけれども、実際、風の里がいつごろ運営開始になるのかをちょっと伺いたくて。

- 〇議長(宮田勝則君)企画商工課長。
- ○企画商工課長(須藤 博君)お答えいたします。

今回の補正で電気配線工事を要求させていただいておりますが、ここに関しましては、水道施設が被災で全部入れかえております。従来、山頂のほうに配水のタンクがあったわけですけれども、そこから加圧ポンプで一部の施設のほうに圧力をかけて配水しておりました。そのポンプのほうも入れかえておりまして、以前が水圧が不足していたということもございまして、ちょっと能力の圧の高いポンプにかえております。この電源としまして3相という電源が必要でございますので、その電源ケーブルを追加で引っ張らせていただく工事を、今回要求させていただいております。

ご質問の今後の再開の見通しでございますが、一応、来年の4月にはやりたいと。申しますのが、なかなか個々の施設のふぐあい等が細かいところで

ちょこちょこ出てきているというところがございますので、やはり利用に当たっては、そこも含めて、全館点検も含めてさせていただきたいというところで、ちょっとお時間をいただく形になりますけれども、そういった計画で考えております。

- 〇議長(宮田勝則君) 4番、中西君。
- **〇4番議員(中西義信君)** わかりました。多分ここは商工会の運営だったと思いますけれども、現実には現場で頑張っている方はもう必死で、まだかまだかとその気でおられますのでよろしくお願いします。

最後に、20ページの教育費の震災対策の3項目あります。それぞれの内容を教えていただければと思っています。負担金、補助金の件です。自治公民館と地域コミュニティと文化施設のやつです。

- 〇議長(宮田勝則君)教育課長。
- ○教育課長(米口三喜男君)公民館再建支援事業交付金であります。これは出の口地区、宮山地区が該当としております。今のは復興基金の分になります。それから、地域コミュニティ施設等再建支援事業交付金、これは鳥子地区、名ケ迫地区、滝地区、馬場地区であります。これも復興基金で、最後、文化施設整備事業等補助金、これは村の単独費でしている分でありますので、この部分は出の口・宮山公民館分になってきております。

3割補助ということで上の金額と下の金額は195万1,000円で同額で表示しているところであります。以上です。

- ○議長(宮田勝則君) 4番。
- ○4番議員(中西義信君)わかりました。

この震災と関係あるかどうかちょっとあれなんですけれども、あした委員会でも話をされますけれども、すみません、文化財を調べましたら5カ所と書いてありましたけれども、5カ所を教えていただければ助かります。村の文化財指定です。すみません。

〇議長(宮田勝則君) 暫時休憩します。

(午後 2時52分)

(午後 2時53分)

- ○議長(宮田勝則君)休憩前に引き続き会議を再開します。 教育課長。
- ○教育課長(米口三喜男君)現在、村の文化財というような形で調査している分については、鳥子、それから下小森、それから宮山であります。それから菅原神社については、地元のほうから調査をお願いしますということで上がってきているところであります。それから滝神社についても、同時に調査を今しているところであります。以上です。
- ○議長(宮田勝則君)調査だけの報告でよございますか。

- 〇4番議員(中西義信君)結構です。
- ○議長(宮田勝則君)ほかに質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(宮田勝則君)質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(宮田勝則君)討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第82号、平成30年度西原村一般会計補正予算(第5号)について、原 案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

〇議長(宮田勝則君)全員起立であります。

よって、議案第82号は原案どおり可決されました。 暫時休憩します。

(午後 2時55分)

(午後 3時11分)

- ○議長(宮田勝則君)休憩前に引き続き会議を再開します。 先ほどの中西議員の質問に対して総務課長が答弁いたします。 総務課長。
- ○総務課長(西山春作君)先ほど中西議員のほうから木造仮設のほうの高齢化率を示してくださいということでしたので、現在65歳以上が、今の申し込み時点で52名中40名ということで、76.9%となっておりますのでご報告させていただきます。

それから、今現在の災害公営住宅のほうの山西の災害公営住宅が63.6%、 それから河原のほうが、第2河原団地ですけれども、46.4%となっておりま す。以上です。

- **〇議長(宮田勝則君)**4番議員、中西君。今の報告でよございますか。それに対して何かございませんか。
- ○4番議員(中西義信君)いえ、大丈夫です。
- 〇議長(宮田勝則君) それでは、日程第11、議案第83号、平成30年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

内容の説明を保健衛生課長に求めます。

(保健衛生課長 藤吉昌也君 登壇 説明)

**〇保健衛生課長(藤吉昌也君)**それでは、議案第83号についてご説明いたします。

議案第83号、平成30年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)。

平成30年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ103万8,000円を追加し、 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,354万4,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補 正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年12月4日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

それでは、歳入についてご説明いたします。

6ページをお願いいたします。

款3繰入金、項1一般会計繰入金、目2保険基盤安定繰入金212万4,000円の増額補正、同じく、目3療養給付費繰入金108万6,000円の減額補正でございます。平成30年度保険基盤安定負担金及び療養給付費負担金額の決定による補正でございます。

次に、7ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2後期高齢者医療広域連合納付金、項1後期高齢者医療広域連合納付金、 目1後期高齢者医療広域連合納付金103万9,000円の増額補正でございます。 これも平成30年度の負担金額の決定による増額補正でございます。以上でご ざいます。ご審議方よろしくお願いいたします。

**〇議長(宮田勝則君)** 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(宮田勝則君)質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(宮田勝則君)討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第83号、平成30年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。 (起立全員)

〇議長(宮田勝則君)全員起立であります。

よって、議案第83号は原案どおり可決されました。

日程第12、議案第84号、平成30年度西原村工業用水道事業会計補正予算 (第1号) についてを議題とします。

内容の説明を建設課長に求めます。

(建設課長 吉田光範君 登壇 説明)

○建設課長(吉田光範君)議案第84号についてご説明いたします。

議案第84号、平成30年度西原村工業用水道事業会計補正予算(第1号)。 西原村。

めくっていただきまして、1ページをお願いいたします。

平成30年度西原村工業用水道事業会計補正予算(第1号)。

第1条、平成30年度西原村工業用水道事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第2条、平成30年度西原村工業用水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予算額を次のとおり補正する。

科目、既決予算額については記載のとおりでございます。補正予算額、第 1項営業費用120万円の減額補正、第4項予備費120万円の増額補正でござい ます。計につきましては記載のとおりでございます。

平成30年12月4日提出、西原村工業用水道事業管理者、熊本県阿蘇郡西原村長。

3ページをお願いいたします。

主な内容としましては、支出の1営業費用、2配水及び給水費、1修繕費を60万円増額補正、3総係費の給料、手当、法定福利費を合計で180万円の減額補正、それに伴いまして4予備費、1予備費を120万円増額補正しております。以上でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

**○議長(宮田勝則君)** 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(宮田勝則君)質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第84号、平成30年度西原村工業用水道事業会計補正予算(第1号)について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君)全員起立であります。

よって、議案第84号は原案どおり可決されました。

日程第13、議案第85号、西原村と熊本県との間の平成28年熊本地震による 災害により特に必要となった廃棄物の処理に関する事務の委託を廃止するこ との協議についてを議題とします。

内容の説明を保健衛生課長に求めます。

(保健衛生課長 藤吉昌也君 登壇 説明)

**〇保健衛生課長(藤吉昌也君**) それでは、議案第85号につきましてご説明いた します。 議案第85号、西原村と熊本県との間の平成28年熊本地震による災害により 特に必要となった廃棄物の処理に関する事務の委託を廃止することの協議に ついて。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第2項の規定により、平成28年7月13日に熊本県に委託した平成28年熊本地震による災害により必要となった廃棄物の処理に関する事務の委託を平成31年3月31日をもって廃止するため、熊本県と協議することとする。

平成30年12月4日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由としまして、平成28年7月13日に熊本県に委託した平成28年熊本地震による災害により必要となった廃棄物処理に関する事務の委託を、平成31年3月31日をもって廃止することとしたいので、地方自治法第252条の14第2項の規定により協議をする必要がございます。これが議案を提出する理由でございます。

なお、お手元に配付させていただきました参考資料としまして、委託した 事務を廃止する場合の手続フローをご確認いただきたいと思います。二次仮 置き場におきましては、9月末、原状復旧工事も完了し、市町村負担の負担 金の精算も完了しているところでございます。西原村の廃棄物処理量、約11 万5,200 t で、うち二次仮置き場で処分いたしました処理量としましては、 約2万4,800 t でございます。以上でございます。ご審議方よろしくお願い いたします。

**〇議長(宮田勝則君)** 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

4番議員、中西義信君。

○4番議員(中西義信君) 4番、中西です。

今、説明を受けましたけれども、3月31日までをもって廃止となっておりますけれども、きょう現在から3月まで何か動きがあるということではないということでしょうか。もうほぼ終わっていると伺っていいんでしょうか。

- 〇議長(宮田勝則君)保健衛生課長。
- ○保健衛生課長(藤吉昌也君)先ほど申しましたように、村といたしましても 負担金の精算まで終わっております。先ほど申しましたとおり、二次仮置き 場につきましてはもう9月末で原状回復が終わっており、10月に竣工検査の ほうも終わっております。事務フローにおきまして、まず、12月で市町村議 会にかけてもらうと、3月議会に県議会のほうでかけていただいて、最終的 に3月31日をもって廃止という形になりますのでよろしくお願いいたします。
- ○議長(宮田勝則君) ほかに質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(宮田勝則君)質疑がないようですから、質疑を終結します。 これより討論に入ります。討論ございませんか。 (「討論なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第85号、西原村と熊本県との間の平成28年熊本地震による災害により 特に必要となった廃棄物の処理に関する事務の委託を廃止することの協議に ついて、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

〇議長(宮田勝則君)全員起立であります。

よって、議案第85号は原案どおり可決されました。

日程第14、諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

これにつきまして、総務課長から朗読いたします。

(総務課長 西山春作君 登壇 朗読)

○総務課長(西山春作君) それでは、朗読いたします。

諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

次の者を、人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法 第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

平成30年12月4日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

番号1。

氏名、内田久子。生年月日、昭和31年7月6日。住所、熊本県阿蘇郡西原村大字布田1891番地2。備考、再任。

提案理由、人権擁護委員、内田久子氏が、平成31年3月31日に任期満了となるため、再度選任いたしたく意見を求めるものである。

次のページに履歴書を添付しております。よろしくお願いいたします。

**〇議長(宮田勝則君)** ただいま総務課長の朗読が終わりましたが、執行部に何かお尋ね、またはご意見がございますか。

(「なし」の声)

○議長(宮田勝則君)お尋ね、ご意見がないようですから、お諮りします。本件は、内田久子氏を適任とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 異議なしと認めます。

よって、諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、内田久子氏を適任とすることに決定いたします。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしと認め、次の会議は、明日7日午前10時より行います。

本日はこれをもって散会いたします。

午後 3時32分 散 会

第 3 号 (12月 7日)

#### 平成30年第4回西原村議会定例会会議録

平成30年12月7日、平成30年第4回西原村議会定例会が西原村役場に 招集された。

平成30年12月7日(金曜日) 議事日程第3号

- 日程第 1 発議第 4号 西原村議会会議規則第129条に伴う議員派遣 について
- 日程第 2 常任委員の選任について
- 日程第 3 議会運営委員の選任について
- 日程第 4 議長の常任委員辞任について
- 日程第 5 熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
- 日程第 6 委員会審査報告について
- 日程第 7 組合議会等報告について
- 日程第 8 委員会の閉会中の継続調査申出について

## 1、応招議員 (10名)

1	番	堀	田	直	孝	君
2	番	村	上	髙	志	君
3	番	坂	本	隆	文	君
4	番	中	西	義	信	君
5	番	西	П	義	充	君
6	番	上	野	正	博	君
7	番	Щ	下	_	義	君
8	番	林	田	直	行	君
9	番	桂		悦	朗	君
1 0	番	宮	田	勝	則	君

# 2、不応招議員 (なし)

### 3、出席議員 (10名)

1 番 堀田直孝 君 上 髙 志 2 番 村 君 坂 本 隆 3 番 文 君 西 君 4 番 中 義 信 5 番 西 義 充 君 П 6 番 上 野 正 博 君 番 山 下 一 義 君 7 8 番 林 田 直 行 君 9 番 桂 悦 朗 君 1 0 番 宮 田勝 則 君

### 4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長 坂 園 まゆみ 君 議会事務局書記 松 永 誠 司 君 6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村 長 日置和彦君 副村長 内田安弘君 教育長 竹 下 良 一 君 総務課長 西山春作君 須 藤 博 君 企画商工課長 米 口 三喜男 君 教育課長 会計管理者 中村義光君 税務課長 廣瀨龍一君 南利孝文君 産業課長 建設課長 吉田光範君 髙 本 孝 震災復興推進課長 嗣君 住民福祉課長 塚 元 利 文 君 保健衛生課長 藤吉昌也君 保育園長 松 永 政 範 君 ○議長(宮田勝則君)おはようございます。

本日は全員出席であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程第3号のとおり行います。

日程第1、発議第4号、西原村議会会議規則第129条に伴う議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配付しておりますとおり派遣することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 異議なしと認めます。

よって、発議第4号、西原村議会会議規則第129条に伴う議員派遣については、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定いたします。

日程第2、常任委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。常任委員の選任については、西原村議会委員会条例第7条 第4項の規定によって議長が議会に諮って指名するとなっておりますが、ご 異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(宮田勝則君)異議なしと認めます。

それでは指名いたします。

総務福祉常任委員に、1番議員、堀田直孝君、3番議員、坂本隆文君、4 番議員、中西義信君、6番議員、上野正博君、9番議員、桂悦朗君、10番議 員、宮田勝則。

産業教育常任委員に、2番議員、村上髙志君、5番議員、西口義充君、7番議員、山下一義君、8番議員、林田直行君です。

以上、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

**〇議長(宮田勝則君)** 異議なしと認め、各常任委員はただいまのとおり選任することに決定しました。

ここで休憩いたしまして、委員長、副委員長の互選をお願いします。 暫時休憩します。

(午前10時03分)

(午前10時05分)

○議長(宮田勝則君)休憩前に引き続き会議を再開します。

各常任委員会を開催し、委員長、副委員長が決まりましたので、報告しま

す。

総務福祉常任委員会委員長に、9番議員、桂悦朗君。副委員長に、6番議員、上野正博君。

産業教育常任委員会委員長に、8番議員、林田直行君。副委員長に、7番 議員、山下一義君でございます。

日程第3、議会運営委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。議会運営委員会委員の選任については、西原村議会委員会 条例第7条第4項の規定によって議長が議会に諮って指名するとなっており ますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

〇議長(宮田勝則君) 異議なしと認め、議会運営委員会委員の指名をします。1番議員、堀田直孝君、4番議員、中西義信君、6番議員、上野正博君、7番議員、山下一義君、8番議員、林田直行君、9番議員、桂悦朗君。

以上、指名しましたが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

**〇議長(宮田勝則君)** 異議なしと認め、議会運営委員会委員はただいまのとおり選任することに決定いたしました。

ここで休憩して、委員長、副委員長の互選をお願いします。 暫時休憩します。

(午前10時08分)

(午前10時09分)

○議長(宮田勝則君)休憩前に引き続き会議を再開します。

議会運営委員会を開催し、委員長、副委員長が決まりましたので、報告いたします。

議会運営委員会委員長、6番議員、上野正博君。副委員長、1番議員、堀 田直孝君でございます。

日程第4、議長の常任委員辞任についてを議題とします。 暫時休憩します。

(午前10時09分)

(午前10時10分)

○副議長(山下一義君)休憩前に引き続き会議を再開します。

議長の常任委員の辞任の件でございますので、副議長がしばらくの間、議 長を務めさせていただきます。

日程第4、議長の常任委員辞任についてを議題とします。

本件につきましては、除斥の対象になりますので、地方自治法第117条の 規定により宮田議長の退場を求めます。 (議長 宮田勝則君 退場)

**○副議長(山下一義君)**宮田議長から常任委員を辞任したいとの申し出があります。

お諮りします。本件は、申し出のとおり辞任を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

**○副議長(山下一義君)**異議なしと認め、よって、宮田議長の常任委員の辞任 を許可することに決定しました。

暫時休憩します。

(午前10時12分)

(議長 宮田勝則君 入場)

(午前10時13分)

○議長(宮田勝則君)休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第5、熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてを議題とします。

お諮りします。選挙の方法につきましては、投票の方法と指名推選の方法 がありますが、どの方法で行ったほうがよいかお諮りいたします。

(「指名推選でお願いします」の声)

- 〇議長(宮田勝則君) 9番議員、桂悦朗君。
- ○9番議員(桂 悦朗君) 9番議員、桂です。

県の後期高齢者医療広域連合議員は、今現在32名で、内訳は、市町村長が16名、それと議長が14名、普通の議員さんが2名となっております。本来であれば、村長か議長にということでどうかなと思いましたけれども、本村としましては議員の中から選出したいと思います。

指名推選でお願いしたいと思います。

○議長(宮田勝則君)ただいま桂悦朗君より、指名推選との発言がありました。 お諮りします。この選挙方法については、地方自治法第118条第2項の規 定によって指名推選にしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(宮田勝則君)異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたします。

指名の方法について、議長において指名することにしたいと思いますが、 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定します。

熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員に、1番議員、堀田直孝君を指名 します。 お諮りします。ただいま指名しました堀田直孝君を熊本県後期高齢者医療 広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました堀田直孝君が当選人と決定いたしました。 ただいま当選されました堀田直孝君が議場におられますので、西原村議会 会議規則第33条第2項の規定により告知いたします。

堀田直孝君、一言承諾の意思表示をお願いいたします。

○1番議員(堀田直孝君)ただいま熊本県後期高齢者医療広域連合議会の議員 に選出いただきました1番議員、堀田です。

今回の広域連合の指名に対しまして、謹んで承諾させていただきます。

皆様もご承知のとおり、後期高齢者医療制度は、平成20年4月から、主に75歳以上の高齢者を対象とした医療制度で、ことしで10年目を迎えますが、なかなかわかりにくい制度でもございます。

今後、高齢化が進むにつれ、保険料の収納の問題、医療費の問題等の課題がある中で、国保、介護保険等は市町村が運営主体でありますが、この後期高齢は後期高齢者医療広域連合がその役目を担っております。その中で、広域連合の一議員として、住民が高齢になっても安心で納得できる医療制度になるよう努力していきたいと思います。よろしくお願いします。

以上、終わります。

〇議長(宮田勝則君) これをもちまして、熊本県後期高齢者医療広域連合議会 議員選挙を終わります。

日程第6、委員会審査報告についてを議題とします。

委員会審査報告書は、議席に配付のとおりです。

産業教育常任委員会の審査報告を委員長、林田直行君に求めます。

(産業教育常任委員会委員長 林田直行君 登壇 報告)

○産業教育常任委員会委員長(林田直行君) 7番、林田でございます。

ただいまありましたように、産業教育常任委員会で審査しました結果をご 報告申し上げます。

報告書をごらんいただいてください。

平成30年12月7日、西原村議会議長、宮田勝則様。

産業教育常任委員長、林田直行。

委員会審查報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会 議規則第77条の規定により報告します。

記

事件番号、陳情書受理番号2。

陳情者、小森区総区長、山田政晴他14名。

件名、二ノ宮神社の村文化財(史跡)指定に関する陳情書。

審査の結果、採択です。

陳情書受理番号3。

宮山神社代表役員、緒方宏信他6名。

宮山神社(八王神社)の村指定文化財への指定を求める要望書。

審査の結果、採択となりました。

採択の理由としまして、この2件については、平成30年6月第2回定例会 において委員会に付託され、継続審査となっていました。

専門委員会の調査報告では、2社とも建立年代も古く、貴重な遺構であるため、価値を保全する必要があり、建造物での指定が望ましく、史跡として指定する場合は今後とも調査の継続が必要であるということでしたので、この2件においては、史跡としての文化財指定を望まれていましたが、委員会においては、住民も望まれるように、地域のコミュニティーとしての機能を持つ社殿などの建造物の修復を優先とし、史跡などは今後調査され、指定を受ける方向で進めてもらうとし、また西原村文化財保護条例に基づき、教育委員会と地元で十分な話し合いをされ、建造物の遺産価値を損なうことなく、住民の負担軽減に努めていただくこととしました。

審査した結果、以上で採択と決定いたしました。

○議長(宮田勝則君) これから、委員会審査報告に対する質疑を行います。

なお、質疑に際しては、陳情書受理番号を発言の上、質疑をお願いします。 質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(宮田勝則君)質疑がないようですから質疑を終結します。自席へ帰ってください。

これより討論を行います。陳情書受理番号2番について、討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 討論なしと認め、討論を終結します。

陳情書受理番号2番、二ノ宮神社の村文化財(史跡)指定に関する陳情書 について採決します。

この陳情書に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君)全員起立であります。

よって、陳情書受理番号2番は、委員長の報告のとおり、採択することに 決定いたしました。

次に、陳情書受理番号3番について、討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(宮田勝則君)討論なしと認め、討論を終結します。

陳情書受理番号3番、宮山神社(八王神社)の村指定文化財への指定を求める要望書についてを採決します。

この陳情書に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君)全員起立であります。

よって、陳情書受理番号3番は、委員長の報告のとおり、採択することに 決定いたしました。

日程第7、組合議会等の報告を行います。

組合議会議員から報告がありましたらお願いいたします。

9番議員、桂悦朗君。

(9番議員 桂 悦朗君 登壇 報告)

○9番議員(桂 悦朗君) 9番議員、桂です。

阿蘇広域行政事務組合の定例会の報告、また11月28日に議員研修がありましたので、それの報告をしたいと思います。

まず、平成30年10月15日に開会されました定例会について報告します。

平成30年第3回阿蘇広域行政事務組合議会定例会が開催されました。認定 3件、それと議案3件の上程がありました。この6件については、全員賛成 で可決しております。

本村に関係している一般会計について報告したいと思います。

平成29年度阿蘇広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算認定について、歳 入につきましては46億2,726万8,000円で、前年度に比べまして11億4,694万 9,000円の増となっております。本村の負担金としましては5,392万8,000円 で、前年度よりも133万9,000円増というふうになっております。

歳出につきましては45億4,901万5,000円で、前年度に比べまして12億2,731万4,000円の増。これは、歳入歳出の要因としましては、熊本地震による建屋の被害が主でございます。

それと、平成29年度老人ホーム湯の里荘の特別会計の決算認定について報告します。

歳入 2 億7,399万5,000円、前年度に比べまして8,204万9,000円の増。本村の負担金としましては2,266万7,000円で、前年度に比べまして113万7,000円の増となっております。

歳出につきましては2億6,472万2,000円で、前年度に比べて7,442万7,000円増となっております。これも、施設の移転に伴いましての増ということになっております。

以上でございます。

〇議長(宮田勝則君)ただいま報告が終わりましたが、何かお尋ねはありませ

んか。

(「ありません」の声)

- **○議長(宮田勝則君)** お尋ねがないようですので、自席に帰ってください。 ほかに報告ございませんか。
  - 1番議員、堀田直孝君。

(1番議員 堀田直孝君 登壇 報告)

○1番議員(堀田直孝君)1番議員、堀田です。

桂議員に引き続きまして、益城、嘉島、西原環境衛生施設組合より報告させていただきます。

まず、研修報告からいたします。

平成30年7月19日から7月21日の3日間、当時は新炉焼却炉建設を踏まえた視察の研修を行いました。この研修報告は、「ゆうすい」111号で林田議員より詳しく説明があっておりますので、簡単に説明していきたいと思います。

研修箇所は2カ所で、研修1日目は鳥羽志勢広域連合のやまだエコセンターを視察しました。この施設は、平成26年4月より稼働し、鳥羽市、志摩市の可燃ごみ、資源ごみの処理施設で、高効率ごみ発電施設が特徴で、溶融物の資源化と熱エネルギーの回収、安全・安心な最新の施設でありました。

研修2日目は、滋賀県の日野町にあるクリーンわたむき、中部清掃組合の 視察を行いました。ここは、平成19年3月より稼働し、東近江市、日野町、 竜王町の広域で、可燃ごみと資源ごみの処理を行っている施設で、処理能力 は1日24時間60 t、特徴は、ダイオキシン類ほか公害物質が限りなく0に近 い施設でありました。

まとめとして、以前のごみ処理施設は、臭い、排煙、公害、ダイオキシン等の問題で、必要な施設でありながら迷惑施設と位置づけられていましたが、現在の施設は、発電、メタルの再資源化等のリサイクルに対応した、環境に優しい施設ばかりでありました。

以上、研修報告にかえさせていただきます。

続きまして、平成30年9月4日午後3時より、益城、嘉島、西原環境施設組合会議室において、平成30年第2回益城、嘉島、西原環境衛生施設組合定例会が開催されました。

議案につきましては、平成29年度益城、嘉島、西原環境衛生施設組合一般会計決算の認定について、平成30年度益城、嘉島、西原環境衛生施設組合一般会計補正予算についての2つの議案でしたが、議案審議の前に、嘉島選出の木下議長が嘉島町の議長となられたことにより当組合の議長を辞任されましたので、同町選出の鍋田議員が全員一致により新議長に選出されました。

議案の平成29年度益城、嘉島、西原環境衛生施設組合一般会計決算におきましては、歳入、予算現額6億2,024万3,000円、調定額6億2,963万2,113円、

収入済額 6 億2,963万2,113円、不納欠損額 0、収入未済額 0。歳出におきましては、予算現額 6 億2,024万3,000円、支出済額 5 億5,798万1,154円、翌年度繰越額 0、不用額6,226万1,846円。歳入歳出差引残額7,165万959円、うち基金繰入金 0 という決算でした。

平成30年度益城、嘉島、西原環境衛生施設組合一般会計補正予算につきましては、平成29年度組合の決算に伴い繰越金が確定したために、歳入、繰越金、補正前の額1,000万円、補正額6,165万円を追加し、歳入歳出の予算の総額を6億638万2,000円とするというものでした。

両議案とも、全員一致にて認定、議決されました。

その他におきまして、本村が熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会から離脱したことに対し、当組合への説明がなかったことに対し説明を求められました。村長からは、あくまでも住民のこと、意見を尊重した苦渋の決断であったこと、また林田議員より、本村議会としましても、住民の意思を尊重した決断であったが、時間がなく、当組合への報告がおくれたことに対し謝罪、説明を行いました。

以上、報告を終わります。

○議長(宮田勝則君) ただいま報告が終わりましたが、何かお尋ねございませんか。

(「なし」の声)

**○議長(宮田勝則君)** お尋ねがないようですので、自席に帰ってください。 ほかに報告ございませんか。

(「ありません」の声)

〇議長(宮田勝則君)ないようでしたら、これで組合議会等報告を終わります。 日程第8、委員会の閉会中の継続調査申出についてでございます。

お手元に配付の各常任委員会の申し出に従いまして、議会運営委員会委員 長、上野正博君、総務福祉常任委員会委員長、桂悦朗君、産業教育常任委員 会委員長、林田直行君、以上の方々から申し出があっております。

事件、期限等については記載のとおりです。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(宮田勝則君)異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに 決定いたしました。

暫時休憩します。

(午前10時41分)

(午前10時42分)

○議長(宮田勝則君)休憩前に引き続き会議を再開します。

昨日の定例会審議の中で、仮設住宅等の引っ越しの件の質疑が入っております。補足答弁、説明を村長から申し出があっておりますので、村長に補足答弁を求めます。

村長。

○村長(日置和彦君)昨日、転居費用ということで、中西議員だったですかね、質問がございまして、県のすまい対策室に確認をいたしました。そのことで、仮設住宅を集約する場合は、実費、これも運送業法で許可された運送業に頼んだ方に対しては最高10万円までを補助するということであります。

それから、仮設から仮設という話もございましたけれども、仮設から仮設になわるのは、一般住宅を今回やりますので、それになったときには転居費用一律10万円という形で出ると。木造から木造になわるのも、例えば1Kから2DKになわる、そのときも家具等をなわす場合は10万円出るということでございます。もちろん、プレハブから木造に、あくまでも一般住宅になった場合は、木造から木造、プレハブから木造に行く場合は一律10万円出るということでございます。

そういったことでございまして、先ほど言いましたように、集約の場合は 実費でございます。きのう、すまい対策室に確認したところ、そういうこと でございましたので、よろしゅうございますか。

- ○議長(宮田勝則君)ただいまの村長答弁についての質疑をと思います。 4番議員、中西義信君。
- ○4番議員(中西義信君)4番、中西です。

きのうから本当にありがとうございました、確認をとっていただいて。 すみません、再度確認と申しますか、私に話をされた方は、一般住宅に入 ろうと思っておられますので、その形式といいますか、それが確定された後 に引っ越しをしたほうがいいということになるということですかね。その場 合は、一律10万円出るということでいいんでしょうか。

- 〇議長(宮田勝則君)村長。
- 〇村長(日置和彦君)今現在では、それの引っ越し費用は出ないということで、 あれを改修して村の住宅となった場合には出るということでありますので、 そういうことです。
- ○議長(宮田勝則君)よございますか。
- ○4番議員(中西義信君)ありがとうございました。
- 〇議長(宮田勝則君) 暫時休憩します。

(午前10時45分)

(午前10時47分)

○議長(宮田勝則君)休憩前に引き続き会議を再開します。

以上で、本日の議事日程及び会期日程は終了いたしました。 これをもって閉会したいと思いますが、ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)

**〇議長(宮田勝則君)** 異議なしと認め、これをもって平成30年第4回西原村議会定例会を閉会いたします。

午前10時48分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

熊本県阿蘇郡西原村議会議長 宮田勝則

5番議員 西口義 充

6番議員 上野正博